

戸田市の環境

●令和4年版●

● 戸田市 ●
環境経済部

戸田市環境方針

基本理念

戸田市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、「人・緑・水が輝きみんなで作る環境都市 とだ」を目指す将来像とする『戸田市環境基本計画 2021』を策定しました。

戸田市は、本計画の基本目標である「地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち」、「資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち」、「心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち」、「みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち」の実現を目指します。

そして、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を認識し、世界共通の目標達成に向けて、環境・経済・社会の総合的な観点で課題解決に取り組み、人と自然が共生する持続可能なまちづくりを推進します。

基本方針

戸田市は、基本理念をもとに、次に掲げる取組を促進します。

1. 地球温暖化による気候変動の影響に対して、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」と、気候災害等の被害の回避・軽減を図る「適応策」による取組を進めます。
2. 環境に配慮した製品や食材を進んで利用するとともに、資源を無駄なく使うことで、循環型社会の形成に貢献します。
3. 良好な自然環境の保全と市民の生活環境の維持向上に努めます。
4. 環境学習や情報提供等を通じて、市民や事業者の環境に配慮した行動の推進を図ります。
5. 環境と経済の好循環の実現に向けた取組を展開します。
6. 戸田市版環境マネジメントシステムを継続的に運用し、必要に応じて改善することで、環境に配慮した事務事業の推進と全職員の環境意識の向上を図ります。
7. 当方針や取組の成果等を、広く一般に公開・公表します。

令和3年4月1日 戸田市長



目 次

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要	2
第2節 環境行政のあゆみ	4
第3節 戸田市の環境行政機構	18

第2部 環境基本計画及び温暖化への取組

第1章 戸田市環境基本計画 2021 の取組

第1節 戸田市環境基本計画 2021 の概要	21
第2節 戸田市環境基本計画 2021 における代表的な指標	25

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の取組

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要	28
第2節 市域における温室効果ガス排出量の削減状況	29
第3節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要	31
第4節 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減状況	34
第5節 戸田市の温暖化対策	36

第3章 戸田市環境マネジメントシステム

第1節 戸田市環境マネジメントシステムの概要	37
第2節 令和3年度分野別事業報告	39

第4章 とだ環境ネットワークの取組

第1節 とだ環境ネットワーク	43
第2節 とだ環境フェア	46
第3節 環境出前講座	47

第5章 環境に配慮したシステム等の設置に関する補助

第1節 制度概要	49
第2節 令和3年度補助実績	50

第3部 緑のまちづくりと自然再生

第1章 緑化の推進

第1節 保存樹木補助制度	53
第2節 建築物屋上等緑化・生け垣等設置奨励補助制度	53
第3節 苗木の無料配布	54

第2章 水と緑のネットワークの推進

第1節 水と緑のネットワーク形成	55
------------------	----

第4部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数	61
第2節 苦情件数の推移	62

第2章 大気汚染

第3章 水質汚濁

第4章 騒音・振動

第5章 悪臭

第5部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現状

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用	96
第2節 ごみの総量と組成	99
第3節 し尿処理対策の処理状況	100
第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数	100

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ	101
第2節 資源回収の収集量及び売却金額	102

第3章 その他の事業

第 1 部

総説

第1部 総 説

第1章 戸田市の環境行政

第1節 戸田市の概要

1. 戸田市の環境と地域特性

(1) 開発の歴史から見た地域の環境特性

戸田市は、埼玉県の南端に位置し、東西約7.2km、南北約3.9kmで、市域面積は18.19km²あります。

元々、戸田市は荒川の氾濫原であり、肥沃な土壌をもつ平地となっていたことから、稲作を中心とした農業集落が形成されてきました。

農業集落には、水田、畑、用水路、社寺林、屋敷林といった二次的自然環境が存在し、そこには多様な生物が生息し、人との共生関係が成立していました。

しかし、今日では市内の開発が進み、これらの自然環境の多くは失われてしまいました。また、産業の伸展と住民の増加による住工混在化は人々の住環境の悪化を招いています。

自然環境、住環境の改善と産業の両立など、これからの戸田市の環境を巡っては、様々な問題が山積しています。

また、地域の環境のあり方を考えるためには、地球規模の環境問題とも合わせて考えることが重要です。

これからの市の環境行政は地域の環境特性、土地利用の変遷を踏まえるとともに、地球温暖化やプラスチックごみなどの世界的な問題とも向き合い、長期的な視点に基づいて実施することが求められているといえるでしょう。

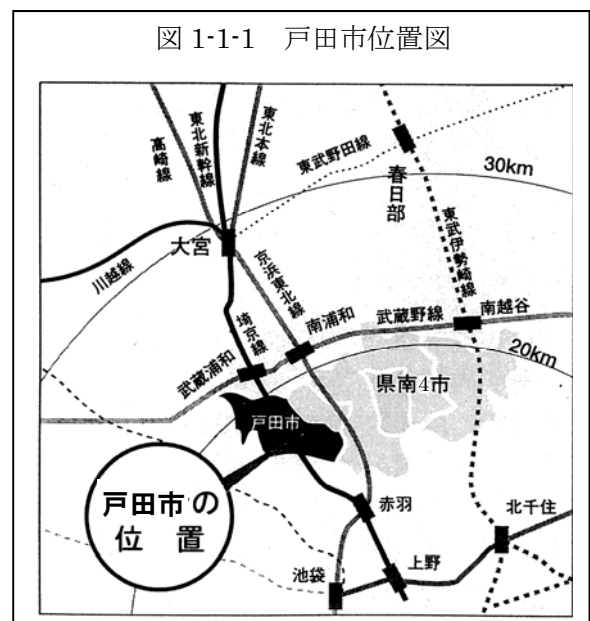
(2) 戸田市の環境問題の背景にある首都隣接型立地

近年の戸田市の形成は、昭和8年の戸田橋架け替えに始まります。首都からの動脈が拡大されたことにより重工業が進出し、戦後は東京の外延化として都内から戸田橋を渡って金属・機械、メッキ、出版・印刷などの小規模の工場が進出してきました。

一方、昭和29年の京浜東北線・西川口駅開業は東部地域に狭小宅地の開発や公団住宅建設を誘発し、ベッドタウン化を急速に進行させました。

その後、昭和39年に笹目橋が完成すると、西部地域では新大宮バイパス開通もあって、倉庫・運送業が進出してきました。

そして、首都圏の好立地を活かすために行われた、東部地域の後区画整理、中央地域の中部区画整理、西部地域の西部区画整理、北部区画整理を引き金に、食品加工、出版印刷、運輸通



信なども集中して進出し、産業とベッドタウンの顔を併せ持つ地域になりました。

その後も、首都高速、外かく環状道路の建設と埼京線3駅の開通によって都市型産業の進出の一方で、中高層マンション・商業施設の開発も盛んに行われています。

戸田市は、首都隣接立地による長短両側面を有するまちです。利便性が高く、経済、政治、文化等の潜在力も高いまちです。それはまちに活力をもたらすと同時に環境全般では短所にもなります。道路網の集中は大気汚染、騒音・振動、交通危険、交通渋滞を引き起こしました。開発と産業進出の影響は河川の汚濁、緑地の減少、住工混在による公害・苦情の多発、そして豊かであった自然性の消失となって現れました。

こうした過去から引き継いだ地域特性を踏まえ、外部からの環境影響要因を規制しながら、開発と環境保全を調整したまちづくりが今後の課題になっています。

第2節 環境行政のあゆみ

年月日	戸田市	国・埼玉県
1956. 6. 11 (S31)		工業用水法の制定
1958. 12. 25 (S33)		公共用水域の水質の保全に関する法律の公布（昭和34年3月1日施行）
12. 25		工場排水等の規制に関する法律の公布（昭和34年3月1日施行）
1962. 5. 1 (S37)		建築物用地下水の採取の規制に関する法律の公布（昭和37年8月31日施行）
6. 2		ばい煙の排出の規制等に関する法律の公布（昭和37年12月施行）
6. 6		埼玉県公害防止条例の公布
1963. 7. 1 (S38)	工業用水法に基づく地下水採取規制地域に指定される	
1967. 8. 3 (S42)		公害対策基本法の公布・施行
1968. 6. 10 (S43)		大気汚染防止法の交付（昭和43年12月1日施行）（ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止）
6. 10		騒音規制法の公布（昭和43年12月1日施行）
1969. 5. 1 (S44)	総務部庶務課に交通公害係を設置	
5. 8	戸田市都市計画用途地域の告示	
10. 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
1970. 6. 1 (S45)		公害紛争処理法の公布（昭和45年11月1日施行）
7. 1	騒音規制法に基づく地域指定を受ける	
7. 18	戸田市をはじめ県南地域に初めて光化学スモッグによる被害発生	
10. 1	総務部に公害交通課公害係を設置	
11. 1		第64回臨時国会（公害国会）が開かれ公害対策基本法の一部改正を含む公害関係14法案の審議が行われる
12. 25		水質汚濁防止法の公布（公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律の廃止）（昭和46年6月24日施行）
1971. 4. 1 (S46)	戸田市公害対策審議会条例の制定	
6. 1		悪臭防止法の公布（昭和47年5

年月日	戸 田 市		国 ・ 埼 玉 県
			月 31 日施行)
7. 1			環境庁の設置
1972. (S47)	4. 1	市庁舎において大気汚染常時監視測定を開始	
	5. 1	建築物用地下水の採取を規制する地域に指定される	
	6. 5		ストックホルムで第 1 回国連人間環境会議が開催される「人間環境宣言」
1973. (S48)	6. 5		第 1 回環境週間実施 (初の世界環境デー)
	8. 1	市民生活部市民安全課公害係となる	
1974. (S49)	2. 1	悪臭防止法に基づく規制地域に指定される	
	12. 19	戸田市あき地の環境保全に関する条例の制定	
1975. (S50)	5. 1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく経過措置期間の終了に伴い、基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
1976. (S51)	6. 10		振動規制法の公布 (昭和 51 年 12 月 1 日施行)
	8. 1	工業用水法水源転換府省令により、工業用水法に基づく基準を満たさない井戸による地下水採取が禁止となる	
	9. 28	本市を含む県南 7 市が硫黄酸化物の総量規制方式導入の地域指定を受ける	
	11. 1	市民部市民相談課公害係となる	
1978 (S53)	2. 1	振動規制法に基づき規制地域に指定される	
	7. 11		環境庁が二酸化窒素環境基準を大幅緩和
	10. 11		埼玉県公害防止条例の全面改正
1981. (S56)	2. 13		埼玉県環境影響評価に関する指導要綱の制定
1984. (S59)	2. 21	戸田市工業団地協同組合設立総会開催	
	3. 10	第 1 回市民環境意識調査の実施	
	5. 1	市民部環境保全課環境保全係となる	
	6. 28	建設省関東地方建設局北首都国道工事事務所より東京外かく環状道路計画に関する環境アセスメント (案) が提示される	
	8. 20	第 2 回市民環境意識調査の実施	
	11. 8	建設省関東地方建設局大宮国道工事事務所より都市高速道路戸田線計画に関する環境アセスメント (案) が提示される	
1985. (S60)	1. 29	戸田地区共同利用建物 (ミニ工業団地) に係る公害防止事業団と戸田市工業団地協同組合との土地建物譲渡契約締結	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
2. 16	東京外かく環状道路及び新大宮バイパスの都市計画変更に関する地元説明会が開催される	
3. 14	東北・上越新幹線（上野～大宮間）開業	
9. 7	ミニ工業団地起工式	
9. 30	埼京線開通	
10. 1	東京外かく環状道路及び都市交通道路戸田線都市計画（変更）される	
1986. (S61)	3. 30 ミニ工業団地竣工	
1987. (S62)	2. 21 「川を考える市民の集い」開催される	
1988. (S63)	5. 20	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の公布 （昭和 63 年 12 月 27 日施行）
	8. 26	水質汚濁防止法施行令の一部改正 （特定施設飲食店等 4 業種の追加）
1990. (H2)	6. 22	水質汚濁防止法の一部改正 （生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度を創設）
	8. 6	戸田市公害対策審議会開催（新大宮バイパス線の低周波空気振動測定結果について報告、首都高速道路板橋戸田線及び東京外かく環状道路の工事進捗状況の現地視察）
	10. 1	環境常時監視測定局測定開始 ・中町局（二酸化硫黄、一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダント等）
	11. 27	首都高速道路板橋戸田線が「戸田南」入出路まで供用開始
1991. (H3)	6. 1	第 1 回環境月間実施
	8. 5	東京外かく環状道路及び首都高速道路板橋戸田線に係る環境常時監視施設に関する協定締結
	12. 25	日本道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける（修行目公園内、藪雨公園内）
1992. (H4)	1. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・修行目局、藪雨局（一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音等）
	3. 30	埼玉県公害防止条例の一部改正 （悪臭規制の強化、平成 4 年 10 月 1 日施行）
	5. 20	首都高速道路公団より環境常時監視測定施設の移管を受ける（笹目橋派出所敷地内の早瀬局）
	6. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・早瀬局（一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
	状物質、騒音等) ・美笹局 (騒音)	
6. 3		環境と開発に関する国連会議 (地球環境サミット) ブラジル にて開催
6. 3		「自動車から排出される窒素酸 化物の特定地域における総量の 削減等に関する特別措置法」(自 動車NOx法)の公布(平成4 年11月26日施行)
11. 26	国道298号線供用開始	
11. 27	東京外かく環状道路(三郷～和光間)供用開始	
1993. (H5)	3. 18 首都高速道路公団より環境常時監視施設の移管 を受ける(砂場公園内)	
4. 1	環境常時監視測定局の測定開始 ・砂場局(一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子 状物質、騒音等)	
6. 9		ラムサール条約第5回締結国会 議を釧路市にて開催
6. 18		悪臭防止法施行令の一部改正 (プロピオンアルデヒド等10物 質の追加、埼玉県においては平 成7年4月1日施行)
9. 17	埼玉県から電気自動車(ダイハツ社製)を貸与	
10. 26	首都高速道路5号池袋線(戸田南～美女木イ ンター間)供用開始	
11. 19		環境基本法公布・施行(公害対 策基本法の廃止)
1994. (H6)	3. 30 東京外かく環状道路(和光～大 泉インター間)供用開始 ※以降、名称を東京外環自動車 道とする。	
4. 21		悪臭防止法施行規則の一部改正 (メチルメルカプタン等硫黄系4 物質の排出水中における規制基 準の設定)
8. 1	戸田市環境審議会条例の施行(戸田市公害対策 審議会条例の改正)	
12. 26		埼玉県環境基本条例の公布 埼玉県環境影響評価条例の公布 (平成7年4月1日施行)
1995. (H7)	7. 7	最高裁が、騒音測定評価方法に ついては道路騒音訴訟の受認限 度判断は等価騒音レベルで行う ことを確定(国道43号線訴訟)
1996. (H8)	2. 28	埼玉県環境基本計画の決定、公 表
3. 26	都市計画新用途地域を決定(用途区分が6種 類から8種類となる)	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
5. 29		環境庁「ダイオキシンリスク評価検討会」及び「ダイオキシン排出抑制対策検討会」を設置
1997. (H9)	1. 23	ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）まとまる
3. 12		中央地域野焼き防止協議会の設置
3. 21		埼玉県が「廃棄物焼却炉のばい煙排出抑制に関する指導指針」を策定。（平成9年7月1日施行）
4. 1		埼玉県において環境生活部の設置
6. 13		環境影響評価法の公布（平成11年6月12日施行）
8. 8	ダイオキシン調査実施（埼玉県調査、2回実施）	
8. 29		大気汚染防止法施行令の一部改正
10. 14	戸田市野焼きパトロール	県中央地域一斉野焼きパトロールの実施
12. 11		地球温暖化防止京都会議（COP3）開催、「京都議定書」採択
1998. (H10)	2	ダイオキシン総合パイロット調査を実施（環境庁による）
3	ごみ処理基本計画策定	
10. 9		地球温暖化対策の推進に関する法律の公布（平成11年4月8日施行）
1999. (H11)	4. 1	市民生活部環境クリーン課となる
4. 1		環境基本法の一部改正（環境基準の改正）
4. 1		埼玉県公害防止条例の一部改正（小型焼却炉の規制強化）
7. 16		ダイオキシン類対策特別措置法の公布（平成12年1月15日施行）
11	環境に関する市民アンケート実施	
12. 20	戸田市望ましい環境を創造する市民懇話会設置	
12. 22		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正
2000. (H12)	4. 1	環境基本条例施行
4. 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の飼養登録に係る事務の権限移譲	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4. 1	埼玉県公害防止条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	
4. 20	ISO14001 認証取得にむけ環境方針を宣言	
5. 17		悪臭防止法の一部改正
5. 31		建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律の公布（平成 14 年 5 月 30 日施行）
5. 31		ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正
6. 2		循環型社会形成推進基本法の公布・施行
6. 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
6. 7		食品循環資源再生利用促進法の公布（平成 13 年 5 月 1 日施行）
6. 7		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進策に関する法律の一部改正
6. 7		特定家庭用機器再商品化法の一部改正
6. 7		資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正
6. 24 ～ 25	とだ環境フェア 2000 開催	
10	戸田市環境保全率先実行計画を策定	
2001. (H13)	3	埼玉県環境基本計画の一部改正
3. 30	ISO14001 認証取得	
6. 22		フロン回収破壊法の公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）
7. 17		埼玉県生活環境保全条例の公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）
10. 27 ～ 28	とだ環境フェア 2001 開催	
11. 1	戸田市堤外笹目橋上流地域が鳥獣保護区に指定	
12. 20	戸田市都市景観条例制定	
2002. (H14)	3	戸田市環境基本計画策定
3. 13	墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定（14 年 4 月 1 日施行）	
3. 31		埼玉県公害防止条例の廃止
4. 1	リサイクルプラザ稼働開始	
4. 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	浄化槽法に基づく届出に係る事務の権限移譲	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4. 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲、販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動の届出、及び指導並びに悪臭、野外焼却の指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等に係る事務の法令移譲	
4. 1	化製場等に関する法律に基づく化製場の設置等に関する事務の権限移譲	
5. 21	とだ環境ネットワーク創設（第1回全体会） とだ環境コミュニティスペース（ECOS）開設	
5. 29		土壌汚染対策法公布（平成15年2月15日施行）
6. 4		気候変動枠組み条約・京都議定書批准（国連寄託）
6. 7		エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正
7. 12		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正
12. 1		小型焼却炉の使用規制強化
2003. (H15)	3. 18	埼玉県自然環境保全条例、埼玉県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正
5. 9		エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正
6. 18		大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正
6. 30	環境常時監視測定局の測定項目見直し 修行目局、藪雨局（一酸化炭素）廃止	
7. 16		国等による環境物品等の推進等に関する法律の一部改正
7. 25		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布（平成15年10月1日施行）
2004. (H16)	2. 6	埼玉県生活環境保全条例の一部改正

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
3. 2		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
3. 10		大気汚染防止法の一部改正
3. 10		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）
2005. (H17)	2. 16	京都議定書発効
3. 1	戸田市環境保全率先実行計画（第 2 期）策定	
3. 16	戸田市環境対策基金条例施行	
4. 1	市民生活部環境クリーン室となる	
4. 1	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業開始	
6. 16	クールビズ開始	
7. 17		知床の世界自然遺産登録
2006. (H18)	2. 2	市庁舎太陽光発電火入れ式
2. 10		石綿による健康被害の救済に関する法律の公布 （平成 18 年 3 月 27 日施行）
3. 30	市庁舎風力発電竣工式	
4. 25		水俣病公式確認 50 年にあたり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する会議
6. 2	戸田市地球温暖化対策推進事業補助金開始	
10. 30		アジア 3 R 推進会議
2007. (H19)	3	戸田市環境基本計画見直し
4. 1	高効率給湯器等設置費補助事業開始	
5. 23		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布（平成 19 年 11 月 22 日施行）
6. 1 ～ 23	ジャパンフラワーフェスティバルさいたま 2007 金賞受賞	
6. 27		エコツーリズム推進法の公布 （平成 20 年 4 月 1 日施行）
10. 17	フラワーセンター戸田開所	
12. 15	サステナブル都市第 3 位	
12. 22	キャンドルナイト in とだ開催	
2008. (H20)	6. 1	戸田市ポイ捨て及び歩行喫煙をなくす条例施行
6. 6		生物多様性基本法公布・施行
6. 13		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
6. 21	12 万人のキャンドルナイト in とだ開催	
7. 7		G8 北海道洞爺湖サミット開催

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
11. 14		オフセット・クレジット制度の創設
2009. (H21)		温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」打ち上げ
2	戸田市環境保全率先実行計画（第3期）策定	
2		埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）策定
3. 31	環境常時監視測定局の測定項目見直し ・修行目局、藪雨局（浮遊粒子状物質、騒音） 廃止	
3. 31		埼玉県地球温暖化対策推進条例の公布（平成23年7月1日施行）
3. 31		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正
6. 23		地球温暖化対策の推進に関する法律関係省令の公布
9. 9		「微小粒子状物質に係る環境基準について」告示
11. 30		「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」告示
12. 21	戸田市地球温暖化対策条例制定	
12. 29	サステナブル都市第16位	
2010. (H22)		
3. 8	戸田市環境方針改定	
3. 23	埼玉県環境みらい都市認定	
3. 31	環境常時監視測定局の測定項目見直し ・砂場局（一酸化炭素、騒音）廃止	
4	事業者用環境配慮設備等導入支援事業開始	
4		埼玉県地球温暖化対策条例に基づく自動車地球温暖化対策計画制度開始
10. 8		「地球温暖化対策基本法案」閣議決定
10. 18		生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催（愛知県名古屋市）
2011. (H23)		
3	戸田市地球温暖化対策実行計画策定	
3		埼玉県EV・PHVタウン推進アクションプラン策定
3		水質汚濁防止法の一部改正（地下水汚染の未然防止措置）

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
4. 1	戸田市電気自動車等導入費補助事業開始	
4. 1	工業用水法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	浄化槽法に基づく許可及び指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの指導に係る事務の権限移譲	
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく地下水採取の許可、届出及び指導に係る事務の権限移譲	
8. 30		「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別処置法」公布・施行
9. 1	戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行（墓地、埋葬等に関する法律施行条例の全部改正）	
10. 16	サステナブル都市第 10 位	
12. 13		「地球温暖化対策のための税」の導入等を盛り込んだ「平成 24 年度税制改正大綱」閣議決定
2012. (H24)	4. 1 騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4. 1 振動規制法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4. 1 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準等の指定に係る事務の法令移譲	
	4. 4 電気自動車用急速充電器運用開始（戸田市文化会館北側駐車場）	
	4. 27	「環境基本計画」閣議決定
	8. 10	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布（平成 25 年 4 月 1 日施行）
	10	第 22 回全国花のまちづくりコンクール 花のまちづくり大賞（国土交通大臣賞）受賞
	10. 31	原子力災害対策指針の策定
2013. (H25)	2. 17 とだ環境フォーラム 2012 開催	
	3	戸田市環境基本計画見直し
	3	ごみ処理基本計画見直し
	3. 15	「当面の地球温暖化対策に関する方針」決定（地球温暖化対策推進本部）

年月日	戸 田 市		国 ・ 埼 玉 県
4. 1	環境経済部を設置 市民生活部環境クリーン室が環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課となる		
4. 1	モニタリングポストによる空間放射線量の常時測定開始		
4. 1	水道法に基づく専用水道の認可及び指導並びに簡易専用水道の指導に係る事務の法令移譲		
4. 1	浄化槽法に基づく設置届出内容が相当と認める通知に係る事務の権限移譲		
4. 1	埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音、振動に係る規制地域及び規制基準の指定の権限移譲		
5			埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画策定
6. 12			フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の公布(平成 27 年 4 月 1 日施行)
11. 15			地球温暖化対策推進本部(2020 年度の温室効果ガス削減目標を 2005 年度比で 3.8%減とする)
11. 15			「攻めの地球温暖化外交戦略」策定・公表
2014. (H26)	2. 3	経営革新度調査第 8 位	
3. 25			気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 38 回総会及び第 2 作業部会第 10 回会合(~30 日、神奈川県横浜市)において、IPCC 第 5 次評価報告書第 2 作業部会報告書の政策決定者向け要約(SPM)の承認・公表、第 2 作業部会報告書本体の受諾
4. 1	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水の採取に関する規制に係る事務の権限移譲		
4. 1	埼玉県自家用水道条例の施行に係る事務の権限移譲		
4. 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物再生事業者登録等に係る事務の権限移譲		
4. 1			エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正
4. 1	蕨戸田衛生センターにおいて、小型家電製品のピックアップ回収を開始		
4			水循環基本法の公布(平成 26 年 7 月 1 日施行)
4. 11			エネルギー基本計画閣議決定
10. 1	市内公共施設 13 ヶ所に小型家電回収ボックスを設置		

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
11. 2		気候変動に関する政府間パネル (IPCC)第5次評価報告書の公表
11. 22	戸田市地球温暖化対策地域協議会発足	
12. 14	エコライフ DAY とだ10周年記念イベント開催	
2015. (H27)	3 町会会館に太陽光発電設備を設置(新曾北町会館、喜沢2丁目会館)	
6. 1	市内3駅周辺を「喫煙制限区域」に指定	
9		国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択
12. 12		COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)でパリ協定が締結
2016. (H28)	3 戸田市地球温暖化対策実行計画(改訂版)の策定	
3	町会会館に太陽光発電設備を設置(旭が丘町会新田町会)	
3	戸田市電力の調達に係る環境配慮方針の策定	
3. 18	クールシェアとだ実行委員会の発足	
4. 1	環境経済部環境政策課及び環境クリーン推進課が環境経済部環境課となる	
5		G7伊勢志摩サミットが開催
5. 13		「地球温暖化対策計画」閣議決定
5. 20		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
5. 31	環境常時監視測定局の測定終了 ・修行目局、藪雨局廃止	
9. 1	粗大ごみ処理手数料の改正	
11		パリ協定が発効、日本が批准
11. 30	生物多様性に優れた自治体ランキングで戸田市が1位となる	
2017. (H29)	3 町会会館に太陽光発電設備を設置(上町町会)	
3. 31	フラワーセンター戸田閉所	
7. 1	県内初 公共施設にオープン型の宅配ロッカーを設置	
2018. (H30)	3. 12 北戸田駅西口にパーティション型の喫煙所を設置	
4. 17		「第5次環境基本計画」閣議決定
6. 13		気候変動適応法の公布(平成30年12月1日施行)
7. 3		「第5次エネルギー基本計画」閣議決定
11. 27		「気候変動適応計画」閣議決定
2019. (H31)	1. 26 戸田市環境マネジメントシステムにおけるISO14001の認証を非継続	

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
2019. 5. 31 (R1)		食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）の公布（令和元年10月1日施行）
6. 5		フロン類の使用の合理化及び管理の適正に関する法律の一部を改正する法律の公布（令和2年4月1日施行）
6. 19		浄化槽法の一部を改正する法律の公布（令和2年4月1日施行）
9. 30		水道法施行規則の一部を改正する省令の公布（令和元年10月1日施行）
2020. (R2)		埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）策定
3. 31	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の一部改正の公布（令和2年10月1日施行）	
9. 15	戸田公園駅西口の喫煙所を改築 喫煙所の囲いを植栽からパーティションに変更	
10		政府が2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を目指すことを宣言
12 25		2050年カーボンニュートラルに伴う「グリーン成長戦略」策定
2021. (R3)	戸田市環境基本計画2021の策定	
4		政府が、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明
6. 1	戸田市職員フードドライブ開始	
6 2		地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布（令和4年4月1日施行）
6 9		地域脱炭素ロードマップの公表
6. 11		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布（令和4年4月1日施行）
6 18		2050年カーボンニュートラルに伴う「グリーン成長戦略」を更に具体化
8 9		国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第6次評価報告書で「人間の活動の影響によって大気、海洋、陸地が温暖化していることは疑う余地がない」と明記
10 22		地球温暖化対策計画閣議決定

年月日	戸 田 市	国 ・ 埼 玉 県
10 22		第 6 次エネルギー基本計画閣議決定
10. 31 ~ 11. 13		国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）にて「グラスゴー気候合意」が採択
2022. 3 (R4)	戸田市災害廃棄物処理計画の策定	
3		埼玉県環境基本計画（第 5 次）策定

第3節 戸田市の環境行政機構

1. 行政機構図

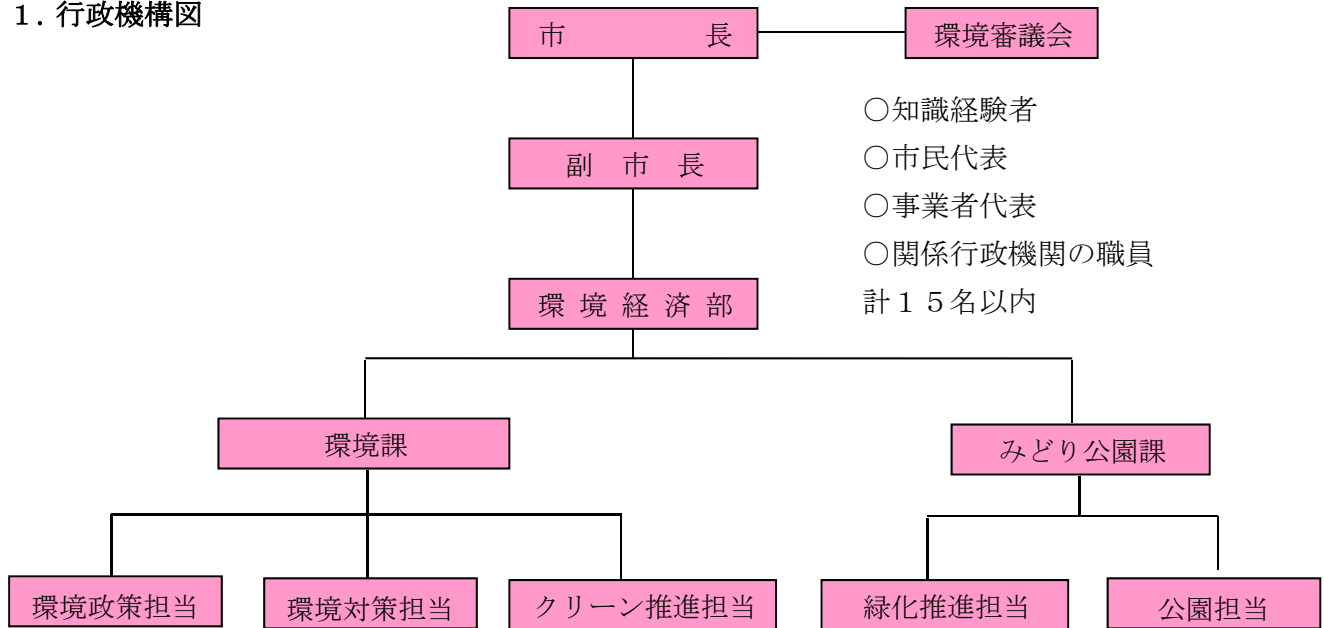


図 1-1-2 行政機構図（令和3年4月1日現在）

2. 事務分掌

【環境課】

- 1 環境基本施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- 2 環境マネジメントシステムに関すること。
- 3 環境団体等の活動の支援及び環境団体等との協働に関すること。
- 4 省エネルギー及び省資源並びに新エネルギーの推進及び調整に関すること。
- 5 地球温暖化対策に関すること。
- 6 「環境未来都市」構想に係る施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 7 一般廃棄物に関すること。
- 8 蕨戸田衛生センター組合との協働及び協力に関すること。
- 9 感染症発生に伴う消毒等に関すること。
- 10 衛生害虫、植物害虫及びねずみ族の駆除に関すること。
- 11 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、化製場の設置等に関すること。
- 12 空き地の環境保全に関すること。
- 13 自然保護に関すること。
- 14 動物愛護及び狂犬病予防に関すること。
- 15 騒音、振動、悪臭等の公害防止に関すること。
- 16 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に係る届出、命令その他行政措置に関すること。
- 17 地下水の採取規制に関すること。
- 18 浄化槽の規制及び指導並びにし尿処理に関すること。

【みどり公園課】

- 1 緑化の推進に関すること。
- 2 市の木及び市の花の推進に関すること。

- 3 緑の基本計画に関する事。
- 4 水と緑を活かしたまちづくりに係る事業の総合調整に関する事。
- 5 首都圏近郊緑地保全に関する事。
- 6 ちびっ子プールに関する事。
- 7 空閑地信託に関する事。
- 8 公園内樹木の維持管理に関する事。
- 9 公園等の企画及び調整に関する事。
- 10 公園等施設の工事及び維持管理に関する事。
- 11 公園等台帳の整備に関する事。
- 12 公園の使用許可及び使用料に関する事。
- 13 戸田市水と緑の公社との連携及び連絡調整に関する事。
- 14 環境空間の整備及び鉄道高架下開発に関する事。
- 15 荒川水循環センター上部利用に関する事。

第 2 部

環境基本計画
及び温暖化への
取組

第2部 環境基本計画及び温暖化への取組

第1章 戸田市環境基本計画2021の取組

第1節 戸田市環境基本計画2021の概要

1. 計画の目的

戸田市環境基本計画2021は、市民や事業者との協働のもとで環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が定める地方公共団体地球温暖化対策実行計画、気候変動適応法が定める地域気候変動適応計画を包括することで、戸田市地球温暖化対策条例の理念のもと、市域全体で進めていく地球温暖化対策の方向性を示し、戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することも目的とします。

2. 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を計画期間とし、5年目を目安に中間見直しを行います。

3. 計画の構成

戸田市の良好な環境の構築に向けて、計画は以下の構成となっています。

（1）計画の推進と進行管理

1）推進体制

① 環境審議会

市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。知識経験者、市民、事業者などにより構成される組織です。

② 庁内組織

計画の推進、施策の実施にあたり、戸田市地球温暖化対策推進委員会等の庁内組織を活用して、担当課との調整・連携と、計画の進捗管理を図ります。

③ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体等との連携により、広域的な視点から対策を図ります。

④ 市民・事業者の参加

市民・事業者の参加を進めるため、「とだ環境ネットワーク」や「戸田市地球温暖化対策地域協議会」を支援します。

2）進行管理

① PDCAサイクルの運用

進行管理は、「戸田市環境マネジメントシステム」などにに基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）のサイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方の改善を図り、5年を目安に計画の見直しを行うこととします。

② 指標による点検・評価

主要な取組をまとめた各重点プロジェクトを対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成などにより、計画の進捗を点検・評価します。

③ 公表・評価

毎年度、環境審議会に報告するとともに、「戸田市の環境」やホームページ等を通じて公表します。寄せられた意見などは、施策の立案や推進に反映させていきます。

(2) 戸田市の環境課題

「社会情勢等と考慮した計画改定の方角」、「前計画の進捗状況（課題等）から見える今後の取組の方角」、「市民・事業者アンケートから見える今後の重点項目等」の3つの視点から課題を整理し、次の4つの項目を戸田市の環境課題解決に向けた計画改定の方角としました。

① 社会情勢や国・県の取組を踏まえた新たな計画体系等の編成

② 関連計画との連携強化

③ 市の特性や環境の現状と市民・事業者ニーズを踏まえた取組の推進

④ 市民・事業者・市にとって実効性の高い計画に

(3) 目標・取組の体系

計画の目指す将来像から主要な施策の展開までの計画の体系を、図 2-1-1 のように設定します。

(4) 重点プロジェクトの展開

基本目標の達成に向け、重点的に推進する取組を4つの重点プロジェクトとしてまとめています（図 2-1-2 参照）。市民・事業者・市の役割を具体化し、各主体が環境保全に取り組むことで、目指す将来像の実現を目指します。

(5) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。前計画で独立していた計画を戸田市環境基本計画 2021 では包含しています。

詳細は、「第2章第3節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要」に記載しています。

(6) 各種取組一覧

4つの重点プロジェクト及び戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に係る取組について、基本施策ごとの各所属の具体的な取組を紹介しています。取組は社会情勢の変化等に応じて、随時内容の見直しを行います。

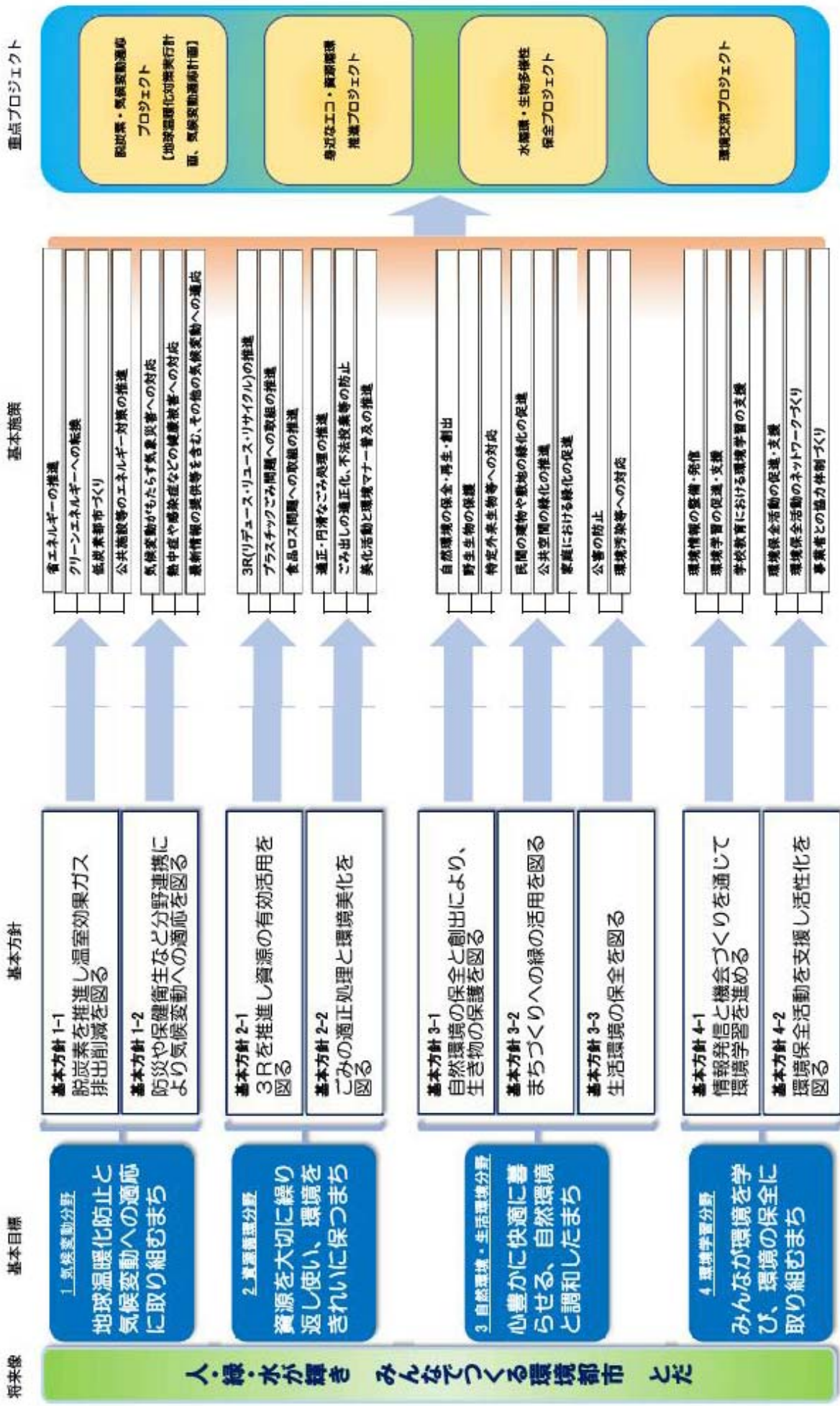


図 2-1-1 戸田市環境基本計画 2021 の体系

人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ

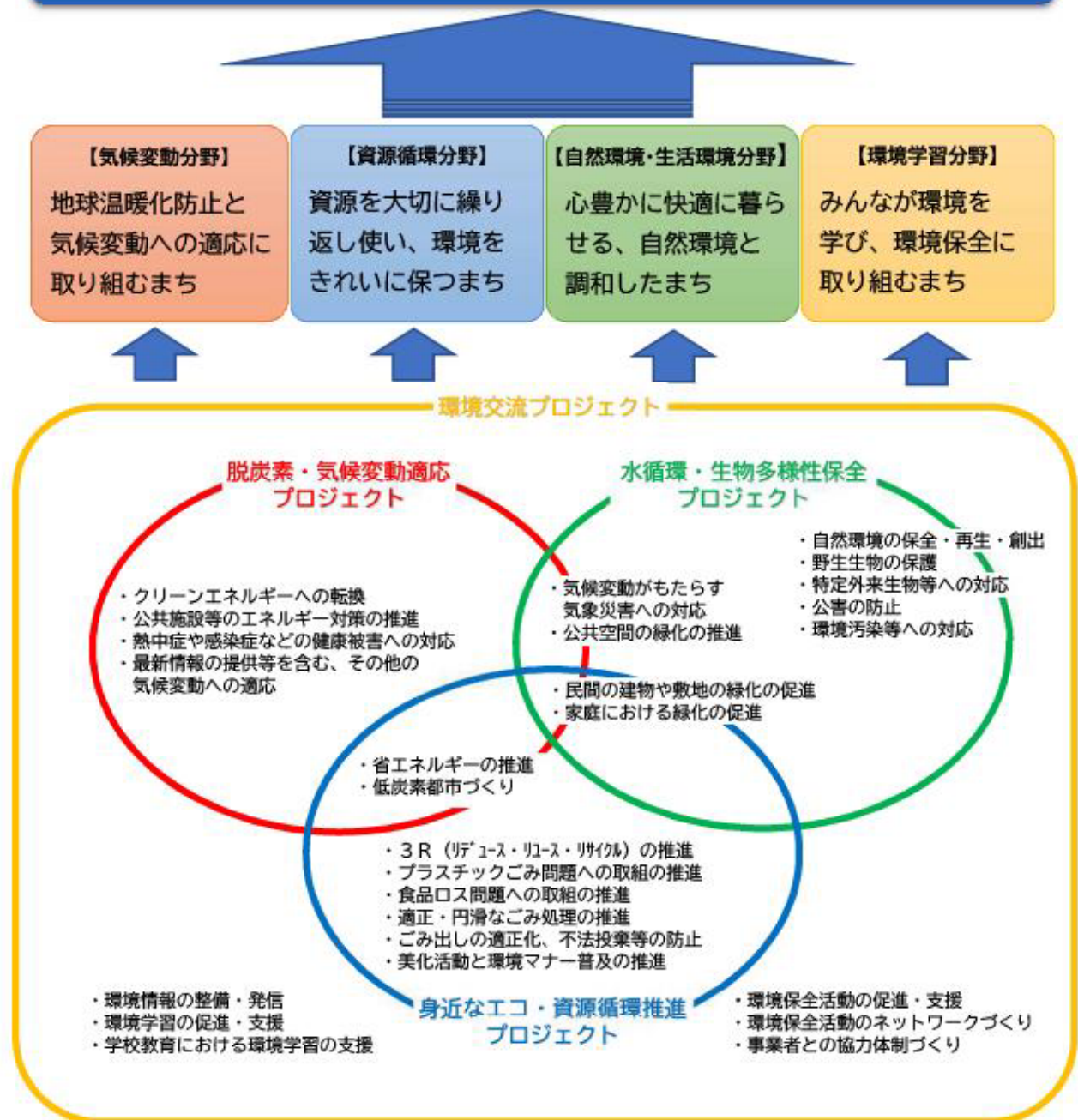


図 2-1-2 重点プロジェクトの考え方

第2節 戸田市環境基本計画 2021 における代表的な指標

1. プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

戸田市環境基本計画 2021 では、プロジェクトの進捗度合を管理するために指標を設定しております。指標はプロジェクトごとに設定されており、詳細は以下のとおり示します。

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト

1) 緩和策

項目	基準 (年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
市域の温室効果ガス排出量 (削減率)	846,400t-CO ₂ ^{※2} (H25)	11% (R1)	13%	26%
環境配慮型システム等 設置費補助実績	153 件 (R1)	108 件	160 件	170 件
電気自動車等導入費補助実績 (EV・PHV・FCV)	16 件 (R1)	5 件	20 件	25 件
自転車通行空間の整備	7.35km (R1)	10.98km	14.25km	18.5km
コミュニティバス「toco」の 年間利用者数	367,996 人 (H30)	286,613 人	370,000 人	※1
市事務事業の温室効果ガス 排出量 (削減率)	11,528 t-CO ₂ (H25)	15.3% (9,764t-CO ₂)	27.9%	40%
公用車への電気自動車導入 実績 (割合)	3% (1 台) (R1)	2% (1 台)	10% (4 台)	20% (7 台)

※1 「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

※2 埼玉県が調査・公表している「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の最新結果に合わせて、基準となる数値を変更しています。

2) 適応策

項目	基準 (年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
自主防災会に防災士がいる 割合	63.8% (R1)	70%	100%	※1
さくら川護岸改修整備率	46.8% (R1)	48.1%	60.1%	※1
雨水整備率 (※2)	72.0% — (R1)	72.1% —	73.5% 16.5ha	※1

※1 「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の2030（令和12）年度目標値については、戸田市第5次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

※2 下水道（雨水）の整備率及び整備予定面積（土地区画整理事業区域は除く）

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

項目	基準 (年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
国民運動「COOL CHOICE (クール チョイス)」の啓発回数	新規事業	4 回	2 回以上	2 回以上
市内から出たごみの 1 人 1 日当たりの排出量	895g (R1)	873g	680g	※1 (R9 : 661g)
市内で排出された 一般廃棄物のリサイクル率	18.1% (H30)	19.5%	23.5%	※1 (R9 : 25%)
530 運動におけるごみの回収量	16,460kg (H30)	4,090kg (1 回のみ開催)	16,460kg 以下	※2
市内で発生した不法投棄の 件数	1,298 件 (R1)	1,239 件	1,298 件 以下	※2

※1 「市内から出たごみの 1 人 1 日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が 2027 (令和 9) 年度であるため、2030 (令和 12) 年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。

※2 「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の 2030 (令和 12) 年度目標値については、戸田市第 5 次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

項目	基準 (年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
緑地面積	568.43ha (H26)	566.30ha ^{※3} (R1)	※1	概ね 570ha
市街化区域の緑被率	10.38% (H26)	11.07% ^{※3} (R1)	※1	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93% (H26)	11.68% ^{※3} (R1)	※1	概ね 16%
下水道整備普及率	92.9% (R1)	95.6%	96.7%	※2
BOD 環境基準達成率	38% (R1)	55%	44%	50%以上

※1 「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で 2025 (令和 7) 年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。

※2 「下水道整備普及率」の 2030 (令和 12) 年度目標値については、戸田市第 5 次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

※3 令和元年度のデータを用いて令和 2 年度に算出した値。5 年に 1 度の算出のため直近のデータを使用。

(4) 環境交流プロジェクト

1) イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	基準 (R1 年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
とだ環境フェアの参加者数	274 人	—※1	300 人	330 人
河川イベント参加者数	1,533 人	—※2	1,698 人	1,836 人
とだグリーンウェイブ植樹参加 団体数	17 団体	15 団体	23 団体	28 団体

※1 パネル展示及びインターネット配信による実施のため、参加者数は未集計です。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントは未実施です。

2) 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	基準 (R1 年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
環境出前講座の実施回数	11 回	0 回	13 回	15 回
彩湖自然学習センター授業の実 施校数	12 校	7 校※1	12 校	12 校
自然学習講座の実施回数	31 回	31 回	35 回	35 回

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、センター授業の代わりに出張事業を実施しています。

3) 協働・連携による環境保全の推進

項目	基準 (R1 年度)	実績値	目標	
		R3 年度	R7 年度	R12 年度
共創のまちづくり補助金による 支援団体数	新規事業	5 団体	4 団体	4 団体
地域通貨戸田オールを活用した 環境団体や環境に係る事業を実 施した団体数	4 団体	3 団体	4 団体	4 団体

第2章 戸田市地球温暖化対策実行計画の取組

第1節 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

1. 計画の目的・役割

戸田市では、市域全体の温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目的として、県内でも比較的早く2009年（平成21年）12月に「戸田市地球温暖化対策条例」を制定しました。

これを受け、市民（市民団体）・事業者と市が一体となって地球環境への負荷を減らしていくために、市域での取組の方向性を定めたものが「戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」です。

現行の計画は、戸田市環境基本計画2021に内包されています。

2. 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を計画期間とし、5年目を目安に中間見直しを行います。

3. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類とします。

4. 温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減する。

5. 削減目標の達成のための必要な措置

削減目標の達成に向けた取組は、戸田市環境基本計画2021の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」を中心に進めていきます。部門（分野）別の各プロジェクトの主な取組等を表2-2-1に示します。

表2-2-1 市域における温室効果ガス排出削減に向けた取組例

部門（分野）	主な取組等（一部）
産業・業務部門	・ 公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入 ・ 市の事務事業におけるエネルギー使用量等の管理（事務事業編） ・ 環境配慮型システム設置費補助金制度（事業者向け）の運用 など
家庭部門	・ 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進 ・ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人向け）の運用 など
運輸部門	・ 電気自動車等導入補助金制度の運用 ・ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 など
廃棄物、その他の温室効果ガス	・ 資源回収や再生品の利用促進 ・ ごみの減量によるメタンや一酸化二窒素の削減 ・ 機器の適切な廃棄、回収等による代替フロン類の適正処理 など

吸収源対策 部門横断的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑のカーテンの普及啓発 ・ 緑のネットワーク化に向けた公共空間等の緑地の整備 ・ 環境関連講座による環境学習の推進 など
------------------	--

第2節 市域における温室効果ガス排出量の削減状況

1. 温室効果ガス排出の部門・分野及び温室効果ガス排出量の計算方法

市域の温室効果ガス排出量を把握する部門・分野は、エネルギー起源 CO₂は「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」の4部門です。エネルギー起源 CO₂以外のガスは「廃棄物分野」の CO₂、各分野別の CH₄、N₂O、代替フロン類（HFC、PFC、SF₆、NF₃）とします。

また、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、埼玉県が調査・公表している「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の戸田市の結果を用いることとします。部門・分野の詳細は、表 2-2-2.1 に示します。

表 2-2-2.1 温室効果ガス排出の部門・分野及び温室効果ガス排出量の計算方法

ガス種	部門・分野	概要及び計算方法
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	[概要] 農林水産業、鉱業、建設業、製造業の4種類から構成されており、各業種の工場・事業場のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を表す。 [計算方法] 都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁）から業種別の炭素排出量（エネルギー利用分）を取得し、CO ₂ 排出量に換算したのちから按分推計。按分に用いる活動量は、市町村民経済計算（埼玉県）に収録されている業種別名目生産額。
	業務その他部門	[概要] 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの12業種から構成されており、それぞれの事務所・ビル、商業・サービス業施設などのエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を表す。 [計算方法] 産業部門と同様の方法にて按分推計。
	家庭部門	[概要] 家庭におけるエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を表す。 [計算方法] 埼玉県環境科学国際センター（CESS）が開発した家庭部門エネルギー需要モデルに市町村の社会経済データを入力して推計。
	運輸部門	[概要] 乗用車、バス、二輪車、トラック、旅客鉄道、貨物鉄道の6区分で構成されており、各車種のエネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出量を表す。 [計算方法] 総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）から国の車種別炭素排出量を取得して CO ₂ 排出量に換算したのち、自動車保有台数（自動車検査登録情報協会）で按分推計したものを市町村別の自動車保有台数でさらに按分推計。市町村別の自動車保有台数は埼玉県統計年鑑（埼玉県）から取得。
非エネルギー起源 CO ₂	農業	[概要及び計算方法] 水田から排出される CH ₄ のみ計上。計算方法は環境省のマニュアルに準拠。

	一般廃棄物の焼却	<p>[概要及び計算方法]</p> <p>プラスチックごみの焼却に伴い排出される CO₂、一般廃棄物の焼却に伴い排出される CH₄ 及び N₂O を計上。計算方法は環境省のマニュアルに準拠。プラスチックごみの焼却量は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の施設整備状況に収録されている焼却施設別の年間処理量、炉型式、一般廃棄物の割合、プラスチックごみ割合（ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類の割合）、水分率から算出しており、この結果から按分推計。按分に用いる活動量は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）のごみ処理状況に収録されている焼却処理量。</p>
	生活・商業排水の処理	<p>[概要及び計算方法]</p> <p>し尿処理施設と生活排水処理施設（コミュニティ・プラント、既存単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、くみ取便所の便槽）から排出される CH₄ 及び N₂O を計上。計算方法は環境省のマニュアルに準拠。し尿処理量及び生活排水処理施設の利用人口は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）のし尿処理状況から取得。</p>

2. 温室効果ガスの排出状況の報告

市域の温室効果ガスの排出状況について、埼玉県が調査・公表している「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の戸田市の最新結果（2019(令和元)年度実績）を表 2-2-2.2 のとおり報告します。

表 2-2-2.2 市域の 2019 (令和元) 年度における温室効果ガスの排出状況報告 [単位:千 t-CO₂]

部門・分野	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)		2019 年度 (実績値)		2019 年度 (目標値)	達成 状況
	排出量	排出量	削減率 (2013 年度比)	排出量	削減率 (2013 年度比)	削減率 (2013 年度比)	
温室効果ガス総排出量	846.4	626.3	-26.0%	752.8	-11.1%	-9.2%	○
産業部門	192.8	172.1	-10.7%	206.9	7.3%	-3.8%	×
業務その他部門	231.5	162.5	-29.8%	195.3	-15.6%	-10.5%	○
家庭部門	230.5	137.4	-40.4%	165.1	-28.4%	-14.3%	○
運輸部門	177.8	141.9	-20.2%	170.6	-4.0%	-7.1%	×
農業	0.004	0	-100%	0	-100%	-35.3%	○
一般廃棄物の焼却	13.2	12.1	-8.3%	14.5	9.8%	-2.9%	×
生活・商業排水の処理	0.5	0.3	-40.0%	0.4	-20.0%	-14.1%	○

*1 排出量について、2013 年度、2019 年度の数値は、「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書」の結果を使用。

*2 2030 年度の部門・分野別の排出量は、2019 年度における部門・分野別の構成比をもとに試算。

*3 2019 年度（目標値）の削減率については、2030 年度の削減率を均等割りし、2013 年度からの年数を乗じて試算。

2019 (令和元) 年度における市域の温室効果ガスの排出状況は、752.8 千 t-CO₂ で、基準年度である 2013 (平成 25) 年度の排出量 846.4 千 t-CO₂ と比較して、11.1% 減少しました。これは 2019 (令和元) 年度の目標削減率 9.2% 減 (2013 年度比) を達成しています。部門・分野別の達成状況を見ると、「業務その他部門」、「家庭部門」、「農業」、「生活・商業排水の処理」の 4 部門・分野で目標を達成しており、「産業部門」、「運輸部門」、「一般廃棄物の焼却」の 3 部門・分野で目標が未達成でした。

第3節 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

1. 計画の目的・役割

戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法第21条第1項で策定が義務付けられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

現行の計画は、戸田市環境基本計画2021に内包されています。

2. 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間の計画期間とし、5年目を目安に中間見直しを行います。

3. 対象とする温室効果ガス

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）の3種類とします。

4. 温室効果ガス排出削減目標

戸田市では、国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、削減目標を以下のように設定しています。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で40%削減する。

5. 削減目標の達成のための必要な措置

削減目標の達成に向けた取組は、戸田市環境基本計画2021の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」を中心に進めていきます。取組内容は、図2-2-3.1と図2-2-3.2のとおりです。

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ～全ての職場で取り組むべき事項～

市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するために、市では日々の業務において次の事項を中心に取り組みます。なお、掲載している事項は、事業者の皆さんにも取り組んでいただきたい内容です。環境にやさしい事業活動の一環として、ぜひ取り組んでみてください。



(1) 省エネルギー対策の推進

ア 電力使用量の削減

- ① 不要な照明の消灯を徹底するとともに、業務に支障のない範囲で間引き照明とする。
- ② 長時間使用しない際の消灯を徹底する。
- ③ OA機器は、昼休み、退庁時の主電源オフを徹底する。
- ④ パソコン等は離席時等、省エネモードの活用を徹底する。
- ⑤ パソコン等の購入や更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。

- ⑥ 長時間使用しない機器は、コンセントを抜く。
- ⑦ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。
- ⑧ ノー残業デーを徹底する。

イ 車両の燃料使用量削減

- ① 出張の際には、可能な限り公共交通機関の利用を心がける。
- ② 2km以内の移動は、徒歩または自転車を使用する。
- ③ 公用車を使用する場合は、相乗りや合理的な巡回ルート进行を心がける。
- ④ 電気自動車などの次世代自動車の導入を推進する。
- ⑤ 定期的に公用車の点検・整備を図り、適正に維持管理する。



(2) 紙の使用量の抑制による省資源化の推進

- ① 文書の電子化を図るとともに、可能な起家については全て電子決裁とする。
- ② 印刷物等の部数は、必要数や配付可能数を勘案して決める。
- ③ 会議資料は要点をおさえて簡素化を図り、配付枚数の削減を図る。
- ④ コピー機やプリンターでの印刷は、原則両面コピーや両面印刷とし、裏面使用を図る。
- ⑤ 裏面を使用していないコピー用紙や使用済み封筒の再利用を徹底する。
- ⑥ 書類などの持ち運びに紙袋を使用せず、マイバッグやふろしきを使用する。
- ⑦ 紙コップは使用せず、マイカップの利用やマイボトルの持参を徹底する。
- ⑧ 電子による回覧や掲示板を課内等の連絡に活用する。
- ⑨ 関係機関への連絡は、紙文書の送付を必要最低限とする。
- ⑩ 各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくすようにする。
- ⑪ 余白利用等により添書やFAXの送付状をできるだけ省略する。
- ⑫ 資源ごみの分別を徹底し、紙類は雑紙古紙回収袋用ストッカーを活用する。



(3) 環境に配慮した物品の購入

- ① 「戸田市グリーン購入基本方針」や「戸田市グリーン購入ガイドライン」を守り、
- ② 印刷物は古紙配合率の高いものを選択する。
- ③ 使い捨て商品や過剰包装製品の購入を自粛する。

(4) 職員の意識向上

- ① 市の環境マネジメントシステムに従い環境への取組を実施する。
- ② 課内で環境の保全・創出のための意見交換や情報交流を行う。
- ③ 環境に関する研修、講習会、ポランティア活動等への参加を奨励する。

図 2-2-3.1 全ての職場で取り組むべき事項（事務事業編）

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ～施設管理担当課の取り組みべき事項～

(1) 施設・設備の新設・更新時の省エネルギー対策

- ア FSCO 事業や BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入検討
- イ 再生可能エネルギーや省エネルギー設備・機器などの導入
- ① 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討する。
 - ② 照明器具は LED 等の省エネ性能の高い機器にするとともに、用途に応じ人感センサーの導入を検討する。
 - ③ 建物は自然採光を活用した設計とする。
 - ④ 電気・機械設備の新設・更新にあたっては、環境負荷の低い設備や機器を導入する。
 - ⑤ エアコン等については、環境負荷の低い冷媒を使用した機器への更新を検討する。
- ウ その他
- ① 敷地や建物の屋上・壁面等の緑化を推進する。
 - ② 雨水利用施設の導入を検討し、トイレや散水などに利用する。



(2) 設備・機器ごとの運用管理による省エネルギー対策

- ① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に規定された管理標準（エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル）を作成し、順守する。
- ② 照明器具は適正な時期に清掃を行って効率的に使用する。
- ③ 空調機のフィルターは定期的に掃除する。
- ④ 空調の室外機は直射日光を避けて風通しの良い場所に設置する。
- ⑤ 室温の適正化とその温度に適した服装を心がける。室温は夏季28度（クールビズ）、冬季20度（ウォームビズ）を目安に空調温度を設定。なお、新型コロナウイルス対策として、換気の悪い密閉空間をつくらないために、定期的に窓を開けるなどの換気を徹底する。
- ⑥ 空調の使用区域は利用状況に応じて調整する。
- ⑦ 水道は水圧の調整、節水器具の活用で無駄な使用を減らす。
- ⑧ トイレ洗浄水は利用状況に合わせて水量・頻度設定を行う。

(3) 環境に配慮した施設管理の推進

ア 緑化の推進と環境への配慮

- ① 敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。
 - ② 敷地管理の際に除草剤の使用を避ける。
 - ③ 敷地内で生物が生息できる環境（生態系）への配慮を行う。
 - ④ グリーンカーテンの設置により、空調負荷を軽減する。
- イ 廃棄物の削減と適正処理
- ① 廃棄物の量を測定・記録し、減量に取り組む。
 - ② 施設内の剪定木・落ち葉等のリサイクルを心がける。
 - ③ 施設から排出・廃棄される環境汚染物質を適正に処理する。

ウ その他

- ① 環境配慮を施設利用者に積極的に呼びかけ、啓発する。
- ② 施設に関する法律・条例を把握し、基準を遵守する。
- ③ 特定規模電気事業者からの電気調達など、環境負荷の低いエネルギーの調達を検討する。



図 2-2-3.2 施設管理担当課の取り組みべき事項（事務事業編）

第4節 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減状況

1. 算定対象とする部門等

市の事務事業における温室効果ガス排出量を把握する部門は、施設の電気や燃料の使用から算定した「業務その他部門」と公用車の使用から算定した「運輸部門」の2部門となります。また、温室効果ガスとは別にその他の項目として、水道使用量と用紙印刷量についても削減に取り組みます。

2. 算定対象とする施設

温室効果ガス排出量の算定にあたっては、部門や項目により対象施設の範囲が異なります。「業務その他部門」の対象施設は、市が管理運営している施設のほか、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設が対象となります。「運輸部門」の対象は、市が管理運営している施設で使用している公用車が対象となります。また、水道使用量と用紙印刷量についても同様に市が管理運営している施設での実績値が対象となります。対象施設の一覧については、表 2-2-4.1 に示します。

表 2-2-4.1 算定対象施設一覧

施設区分	施設・設備名
市が直接管理している施設	非常災害用井戸施設、中町多目的広場、市庁舎、戸田公園駅行政センター、ふれあい安全ステーション、けやき安全ステーション、自転車駐輪場（市内3駅、8カ所）及び撤去自転車保管所、市立艇庫、エコス、駅前公衆トイレ（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）、常時監視測定局（中町・砂場・早瀬・美笹）、北部公園（野球場）、笹目公園（野球場）、市営公園、西部福祉センター、東部福祉センター、新曽福祉センター、自立支援ホーム、福祉保健センター、市立保育園（下戸田・新曽・喜沢南・笹目東・上戸田南・新曽南・笹目川）、学童保育室、資材置き場、美女木地下道、土地区画整理事務所、調整池（1号・4-2号・6号）、上戸田川浄化施設他調整池、配水及び水門施設、戸田公園駅エレベーター、市民医療センター、消防本部、消防署東部分署、消防署西部分署、消防団分団兼用災害待機宿舎、新曽南庁舎、小学校（12校）、中学校（6校）、教育センター、学校給食センター、自校式給食室、郷土博物館、川岸収蔵庫、彩湖自然学習センター
外部への委託または指定管理制度により管理している施設	ボランティア活動支援センター、笹目コミュニティーセンターコンパル、さくらパル、スポーツセンター、文化会館、彩湖・道満グリーンパーク管理事務所、上戸田地域交流センター、心身障害者福祉センター、福祉作業所ゆうゆう、福祉作業所かがやき、健康福祉の杜、児童センタープリムローズ、児童センターこどもの国、介護老人保健施設ろうけん、西部浄水場、中部浄水場、東部浄水場、市内井戸7カ所、水質監視装置、新曽ポンプ場、下戸田ポンプ場、汚水マンホールポンプ

3. 温室効果ガスの排出状況の報告

2021（令和3）年度における戸田市の事務事業に係る「温室効果ガス排出量」は、表2-2-4.2のとおり9,764t-CO₂で、基準年度である2013（平成25）年度の排出量11,528t-CO₂と比較して15.3%の減少となりました。電気や都市ガスの使用量は増加していますが、戸田市が契約している電力会社の電力の排出係数が平均で27.5%減少しているため、温室効果ガスの排出量は全体で減少したと考えられます。

また、削減目標については、2021（令和3）年度の目標値である18.2%削減には至りませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、換気しながら空調を運転しているため、冷房または暖房の効率が下がり、電気や都市ガスといったエネルギーをより多く消費したことが影響していると考えられます。

表2-2-4.2 事務事業における2021（令和3）年度の温室効果ガスの排出状況報告

項目		2013年度 (基準年度)	2021年度 (実績値)			2021年度 (目標)		
エネルギー項目	単位	使用量(①) (排出量)	使用量(②) (排出量)	削減状況 (②-①)	削減率 (2013比)	削減率 (2013比)	達成 状況	
業務 その他 部門	電気使用量	kWh	18,267,546	19,459,908	1,192,362	△6.5%	1.6%	×
	都市ガス使用量	m ³	776,846	1,096,332	319,486	△41.1%	1.6%	×
	LPガス使用量	kg	22,085	16,171	-5,914	26.8%	1.6%	○
	A重油使用量	L	41,951	7,049	-34,902	83.2%	1.6%	○
	灯油使用量	L	141,626	42,261	-99,365	70.2%	1.6%	○
	軽油使用量	L	396	480	84	△21.1%	1.6%	×
運 輸 部 門	ガソリン使用量	L	48,194	43,013	-5,181	10.8%	4.5%	○
	軽油使用量	L	10,599	11,560	961	△9.1%	実績値以下	×
	走行距離	km	349,185	263,127	-86,058	24.6%	実績値以下	○
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	11,528	9,764	-1,764	15.3%	18.2%	×	
エネルギー使用量 (原油換算)	kL	5,826	6,292	466	△8.0%	1.8%	×	
その他の項目								
水道使用量	m ³	225,711	45,435	-180,276	79.9%	実績値以下	○	
用紙印刷量	枚	7,164,119	7,156,390	-7,729	0.1%	実績値以下	○	

*1 電力の排出係数は、暫定値として電力事業者別排出係数（基礎排出係数）の令和2年度実績（環境省R4.6.15告示）を使用。（事務事業編の場合、排出年度の係数を使用するため、暫定値とする。）

*2 削減率の△は、基準年度よりも増加していることを示す。

第5節 戸田市の温暖化対策

1. COOL CHOICE (クールチョイス) 事業

COOL CHOICE (クールチョイス)は、環境省が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしていこう」という取組で、温室効果ガス削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択をするなどの「賢い選択」を行うことを推進しています。戸田市もこの取組に賛同し、令和3年度は市役所2階ロビーでのパネル展示とウェットティッシュの配布による普及啓発を行いました。

また、例年行っていた「クールシェア事業（一人が1台のエアコンを使用するのではなく、涼しいところ集まり、皆で涼むよう呼び掛ける運動）」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公共施設と地域のお店などでの実施を中止としました。



図 2-2-5.1 COOL CHOICE パネル展示写真

2. 戸田市地球温暖化対策地域協議会

本市では地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に基づき、市内の温室効果ガス削減に向けた取組について広く協議し、地域における地球温暖化対策を推進する組織として、2014年(平成26年)11月に戸田市地球温暖化対策地域協議会を設立しました。

令和3年度は、12月にエコドライブシミュレータ体験、3月にグリーンカーテン講座を実施し、地球温暖化に関する啓発を行いました。



図 2-2-5.2 エコドライブ体験写真

3. 市役所にオープン型宅配ロッカーを設置

再配送を繰り返し利用する機会を減少させ、運送に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するため、オープン型宅配ロッカーの設置業者であるパックシティジャパン株式会社と協定を締結し、県内でいち早く公共施設にオープン型の宅配ロッカーを設置しました。(平成29年7月から運用開始)

令和3年度は、655件の利用がありました。

表 2-2-5.3 市庁舎宅配ロッカー使用実績

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	68	239	367	671	655

4. 公共施設への太陽光発電設備の導入

本市でも公共施設における再生可能エネルギーの導入を進めており、主な再生可能エネルギーである太陽光発電設備を以下の施設において導入しております。

○太陽光発電設備導入済み公共施設一覧

戸田市役所、文化会館、戸田公園駅前行政センター、上戸田地域交流センター、福祉保健センター、児童センターこどもの国、戸田第二小学校、芦原小学校、新曽中学校、学校給食センター、荒川水循環センター上部公園、西部浄水場

第3章 戸田市環境マネジメントシステム

第1節 戸田市環境マネジメントシステムの概要

本市では、独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境基本計画の「取組一覧」に示す取組または本来業務において環境に影響を与える事業を分野1、省エネ活動等を分野2、市庁舎の管理を分野3として、各分野における取組を組織的に実施しています。

1. システムの構造

本市の環境マネジメントシステムは、P（計画）→D（実施）→C（点検）→A（見直し）のサイクルによって環境配慮の取組を管理する仕組みとなっています。管理する対象については、市の施策・事業における環境配慮（分野1）、業務における省エネ活動等（分野2）、庁舎施設管理における環境配慮（分野3）の3分野で構成しています。

2. 「各分野」の取組事項

（1）分野1の取組事項

戸田市環境基本計画の「取組一覧」に示す取組や、各所属における業務（本来業務）において、環境に影響を与える事業の中で、各課が特定している取組です。

（2）分野2の取組事項

戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定めた削減目標を達成するために行う業務上での省エネ活動で、下記事項に取り組んでいます。

- ①温室効果ガス（電気使用量、都市ガス、LPガス、A重油、灯油、軽油）、②水道使用量、
- ③用紙印刷量、④車両燃料消費量、⑤車両走行距離

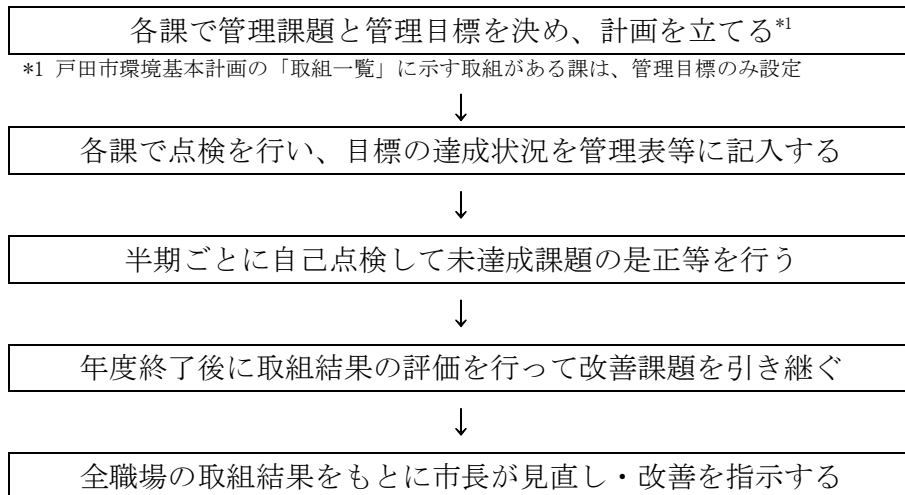
（3）分野3の取組事項

環境への負荷を低減・予防するための市庁舎の施設管理に伴う取組です。市庁舎内の環境に影響を与える設備を特定し、計画的に管理を行います。

（4）環境関連法令の順守

市が行う事務事業によって環境への負荷を与える事項について、関連する法令、条例等を順守しているかを確認し、管理しています。

3. 環境マネジメントシステムの1年間の流れ



4. 環境マネジメントシステムの体制と実効性向上の仕組み

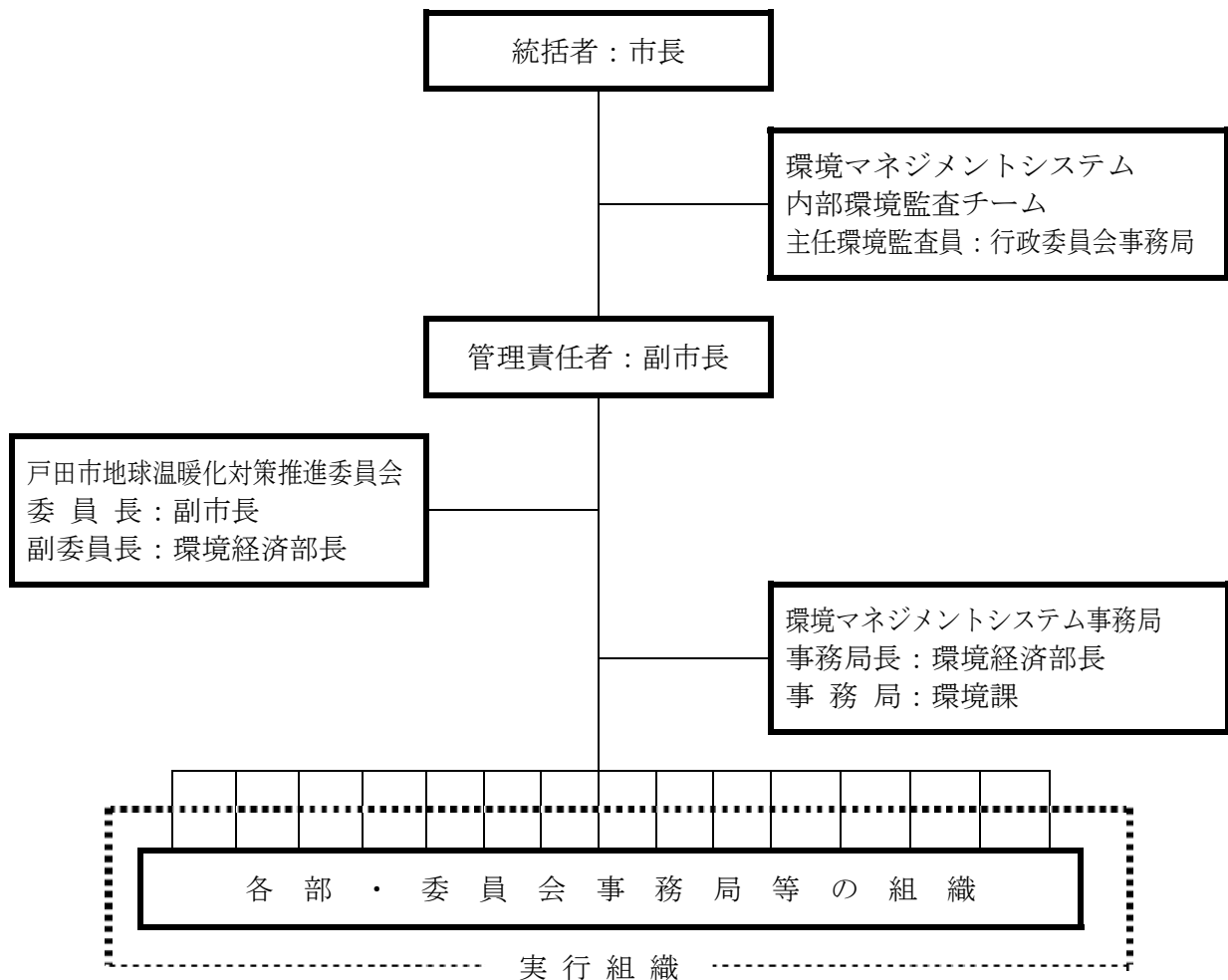


図2-3-1 組織体制

(1) 教育訓練の実施

- ① 新規採用職員研修、内部環境監査員養成研修を実施
- ② 環境マネジメントシステム事務局による環境基本研修（推進員研修と推進員による職場研修）

(2) 内部環境監査の実施

内部環境監査員が毎年度1回、対象課を訪問して監査（事務局は環境課）

第2節 令和3年度分野別事業報告

1. 令和3年度施策・事業への取組（分野1）

（1）戸田市環境基本計画にかかる令和3年度の取組結果について

戸田市環境基本計画にかかる取組について、122の取組に対して各課で計178の事業を実施しました。評価3が146件、評価2が26件、評価0が6件となり、概ね予定どおり達成できました。未達成だった項目のうち、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業を実施できなかった取組でした。取組結果は表2-3-2.1に示します。

表2-3-2.1 環境基本計画にかかる令和3年度の取組結果一覧

重点プロジェクト名	取組件数				
	評価3	評価2	評価1	評価0	計
（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト					
①市域の温室効果ガス排出量削減の推進	11	4	0	1	16
②市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減	21	3	0	1	25
③気候変動・気象災害への備えの強化	19	3	0	0	22
（2）身近なエコ・資源循環推進プロジェクト					
①身近なエコ活動の推進	11	1	0	1	13
②資源循環の推進による環境負荷の低減	14	2	0	0	16
③環境美化の推進	2	1	0	0	3
（3）水循環・生物多様性保全プロジェクト					
①水循環・生物多様性の保全の推進	9	1	0	0	10
②まちづくりへの緑の活用の推進	34	4	0	0	38
③生活環境の保全の推進	3	1	0	0	4
（4）環境交流プロジェクト					
①イベントや環境活動などによる環境啓発の推進	5	1	0	2	8
②学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援	7	3	0	1	11
③協働・連携による環境保全の推進	10	2	0	0	12
計	146	26	0	6	178

*1 評価3は、取組指標を100%達成できた場合または計画通りの環境配慮を行うことができた場合を指す。

*2 評価2は、取組指標を50%以上達成できた場合または概ね計画通りの環境配慮を行うことができた場合を指す。

*3 評価1は、取組指標を50%以上達成できなかった場合または計画通り環境配慮が行えなかった場合を指す。

*4 評価0は、天災地変またはその他不可抗力により、計画した取組が実施できなかった場合を指す。

※取組の詳細については、「戸田市環境基本計画2021」の「第6章 取組一覧 (p.95～p.102)」を参照

（2）環境に影響を与える事業にかかる令和3年度の取組結果について

各所属における業務（本来業務）において環境に影響を与える事業にかかる取組について、各課で23の事業を実施しました。評価3が18件、評価2が4件、評価1が1件となり、概ね予定どおり達成できました。取組結果は表2-3-2.2に示します。

表 2-3-2.2 環境に影響を与える事業にかかる令和3年度の取組結果一覧

番号	課名	取組	評価
1	共創企画課	会議等配付資料の確認及び会議開催方法の変更による印刷枚数の削減	3
2	財政課	業務マニュアル作成等による業務改善	3
3	税務課	課税業務における資料の簡略化及び資源削減	3
4	収納推進課	納税コールセンター運営事業（催告書等の印刷枚数削減）	3
5	デジタル戦略室	ペーパーレス化促進に向けた電子申請の利活用	3
6	デジタル戦略室	委託統計調査におけるオンライン回答の推進（調査票の運送や事務効率化によるCO2削減）	3
7	行政管理課	新文書管理基準の適用による電子化の推進	3
8	市民課	マイナンバー（個人番号）カード及びコンビニ交付サービスの普及（自動車での来庁者減少と申請書印刷量の削減）	3
9	美笹支所	バス路線図・toco バス時刻表の配布（公共交通機関の利用促進）	3
10	生活支援課	生活保護費支給事業（口座支給率向上による使用用紙の削減）	1
11	健康長寿課	WEB 会議の促進及び各種事務処理のオンライン化	3
12	保険年金課	保存文書の電子化促進	3
13	福祉保健センター	公用車の低炭素化の推進（自転車使用の促進）	3
14	こども家庭支援室	事務効率向上のための業務改善（不要な資料の整理等による環境整備）	3
15	下戸田保育園	資源の活用を通じた環境意識の啓発	2
16	喜沢南保育園	環境に対する園全体の意識向上と環境負荷の軽減	3
17	笹目東保育園	資源の活用を通じた環境意識の啓発	3
18	上戸田南保育園	食品ロスを題材とした「子ども」「職員」「保護者」の意識向上、及び園で取り組むSDGsの発信	3
19	新曽南保育園	身近なエコ活動の推進及び資源循環による環境負荷の低減	2
20	学務課	ごみの発生抑制とリサイクルの推進	3
21	会計課	不適正伝票の削減	3
22	議会事務局	会議資料等の電子化による会議のペーパーレス化	2
23	行政委員会事務局	環境に配慮した選挙執行（電子化、ペーパーレス化）	2

- * 1 評価3は、取組指標を100%達成できた場合または計画通りの環境配慮を行うことができた場合を指す。
- * 2 評価2は、取組指標を50%以上達成できた場合または概ね計画通りの環境配慮を行うことができた場合を指す。
- * 3 評価1は、取組指標を50%以上達成できなかった場合または計画通り環境配慮が行えなかった場合を指す。
- * 4 評価0は、天災地変またはその他不可抗力により、計画した取組が実施できなかった場合を指す。

2. 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）取組事業の状況（分野2）

下表は分野2における各所属の令和3年度の年間集計結果になります。

なお、以下の計画値(①)については、戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標をもとに、各所属と調整の上、算出した値となります。（ただし、委託及び指定管理施設等は除外。）

表 2-3-2.3 市庁舎及び出先機関における項目ごとの使用量及び達成状況

市庁舎及び出先機関	単位	計画値 (①)	実績値 (②)	削減量 (①-②)
電気使用量	kWh	4,944,100	5,196,596	△252,496
都市ガス使用量	m ³	55,965	62,114	△6,149
LPGガス使用量	kg	10,044	5,606	4,438
A重油使用量	L	10,800	5,500	5,300
灯油使用量	L	22,480	13,457	9,023
軽油使用量	L	0	60	△60
温室効果ガス排出量	kg-CO ₂	2,199,067	2,262,600	△63,533
水道使用量	m ³	57,034	45,435	11,599
用紙印刷量	枚	7,020,800	7,156,390	△135,590
車両燃料消費量				
ガソリン(*1)	L	18,201	15,382	2,819
軽油(*2)	L	97	212	△115
車両走行距離(*3)	km	174,875	145,318	29,557

*1 緊急車両等（令和3年度実績 29,556 L）を除く

*2 緊急車両等（令和3年度実績 11,500 L）を除く

*3 緊急車両等（令和3年度実績 117,809km）を除く

*4 戸田市環境マネジメントシステムにて帳票管理を行っている所属・施設についての集計結果であるため、「第2章第4節 市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減状況」の数値とは異なる（委託、指定管理施設及び一部の市管理施設・設備等を含まない）。

*5 削減量の△は、実績値が計画値を上回っていることを示す。

●取組総評

新型コロナウイルス感染症の影響により、電気使用量と都市ガス使用量が目標値超過し、これに伴い、温室効果ガス排出量も目標値を超過する結果となりました。

各所属における目標未達成については、令和3年度年間においては64所属のうち43所属が該当しました。目標未達成の主な項目は、電気使用量（18所属）及び用紙印刷量（32所属）で、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響が考えられるものが、電気使用量で14件、用紙印刷量で16件となっています。

電気や都市ガスの使用量に関しては、換気を行いながらの空調運転など、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症予防が増加の要因と考えられます。また、用紙印刷量に関しても、新型コロナウイルス感染症に関連した事業や文書の配布などが増加の一因と考えられます。

未達成項目のあった所属については、原因の分析と対策の検討を行い、改善に向けて取り組んでおります。

3. 令和3年度庁舎管理における取組の実績（分野3）

●市庁舎管理実施状況

分野3は、市庁舎において、環境に負荷を与えるまたは与えるおそれのある設備の運転や庁舎管理を行うもので、法的基準の順守（騒音規制法、他）、日常点検や緊急事態対応訓練を計画通り適切に実施したことを確認しました。

4. 環境関連法令の順守

環境関連法令等順守評価シートによる評価を行い、市が行う事務事業によって環境への負荷を与える事項について、関連する法令、条例等を適正に順守していることを確認しました。

5. 内部環境監査の実施状況

環境マネジメントシステムが適切に実施及び維持されていることを検証・確認する仕組みとして内部環境監査を実施しております。

令和3年度の取組を対象とした監査については、全ての未達成の取組において、その要因が新型コロナウイルスの影響に因るものであり、外的要因による目標未達成は、監査による改善が見込めないことから、内部環境監査を実施しておりません。

第4章 とだ環境ネットワークの取組

第1節 とだ環境ネットワーク

1. とだ環境ネットワークとは

現在の環境問題は市民一人ひとりの生活や日常的な事業活動に起因する部分も多く、その解決のためには市民団体、事業者、個人などさまざまな人たちの参加が必要です。

そのために「出会いと協力の出発の場」として、組織的な拘束にとらわれず緩やかにつながる「とだ環境ネットワーク」が設立されています。したがって、組織全体で活動するというよりも情報交換や人的交流の場、市民の発意による活動を実践するための基盤としての役割をもつものと捉えられます。

2. 取組内容

毎年6月の環境月間に、市役所ロビーで各団体の活動展示会を開催しています。また、秋には環境イベントとして「とだ環境フェア」をとだ環境ネットワークが主体となって開催しています。令和3年度については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、パネル展示とインターネット配信にて実施しました。

通年事業としては、環境学習の一環として各団体講師による「環境出前講座」を行っています。

3. とだ環境ネットワーク参加団体の活動紹介

団 体 名	自然創生しんぼ
代 表 者 名	小林 三男
■活動理念	戸田市内に残された自然の現状を把握し、保全を目的に活動するとともに、失われた自然を新たに創生していくことを理念としている。
■活動内容	理念を実践するために、戸田市内の自然環境や動植物の調査・保護活動を主に行っているが、活動や教育機関等からの講演依頼などを通して、地域や子供に自然との関わりや、自然を保護することの大切さを啓発する活動も行っている。

団 体 名	公益財団法人埼玉県生態系保護協会戸田・蕨支部
代 表 者 名	石本 誠
■活動理念	<ul style="list-style-type: none">・自然と共存するまちづくり・自然に親しみ、子どもたちがいきいきと輝くまち、未来を担う子どもたちに豊かな自然を手渡すために寄与することを目的とする。
■活動内容	<ul style="list-style-type: none">・戸田橋～笹目橋、彩湖に生息しているガン・カモ調査・荒川のゴミ拾い・ゴミ調査を、株式会社ナックプランニングさんと共催・戸田ヶ原再生事業の協力・戸田市地球温暖化対策地域協議会への協力

団 体 名	NPO法人戸田の川を考える会
代 表 者 名	大石 昌男
■活動理念	川はまちの顔・あなたの心、戸田のごみとヘドロを荒川・海に流さない。
■活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な川のごみひろい（荒川土手・菖蒲川の浮きごみ・笹目川・緑川） ・ プラスチックごみの分別回収とポイ捨てマナーの向上 ・ 市民への啓発、生涯学習のすすめ、講習会、出前講座に協力 ・ 会報「さくら草」900部毎月発行・配布 ・ 小・中学校の総合学習に協力、市民講演会の開催 ・ 各種のネットワーク、交流活動の推進 （県の河川団体連絡会、全国浄化槽フォーラム） ・ ボートコースの水草対策、水質保全 ・ 木を育てる（荒川の源流・六ヶ村用水ビオトープ・戸田公園富士見高台の保全） ・ 排水マナーの向上（下水道・浄化槽の清掃・点検・検査のすすめ） ・ 上戸田川の整備事業への協力・推進、見沼代用水の歴史 ・ 水防、水害対策、市民の役割 ・ コロナに負けない市民活動の推進

団 体 名	特定非営利活動法人 NPO戸田EMピープルネット
代 表 者 名	池上 幸子
■活動理念	環境に配慮した、資源循環型の市民共有の環境活動を推進する。
■活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各家庭から排出された生ごみを回収し、堆肥化（粉末状・ペレット化）による安全な野菜づくり、草花等の生育の土壌づくりで使用する。 ・ 生物多様性推進活動 ・ 障がい者と一体の作業推進活動 <p>◎製造された堆肥使用による、姉妹都市（美里町）での野菜等の栽培。循環型社会の形成に向けて取り組んでいる。</p>

※EMとは「Effective Microorganisms」の略語で「有用微生物群」という意味です。

団 体 名	原発を考える戸田市民の会
代 表 者 名	渡辺 行夫 (代表代行)
■活動理念	<p>3. 1 1 福島原発の過酷事故以来、被災地のみなさんの苦しみを共有しながら、原発に依存しない再生可能な自然エネルギーによる安全・安心なまちづくり、特に戸田市のような都市型の地域でのまちづくりについて研究し取り組む。</p> <p>また、世界的に異常な豪雨、台風、森林火災、旱魃、海面上昇など自然災害が多発し、人類は気候危機と呼ぶべき地球規模の非常事態に直面している今、CO2削減、省エネ、再生可能エネルギー問題と深く関わりがある原発問題に一体のものとして取り組む。</p>
■活動内容	<p>戸田市主催の「環境月間」やとだ環境フェア実行委員会主催の「とだ環境フェア」に参加し、安全・安心の再生可能な自然エネルギー活用のまちづくりを提案し、国内・国際的な状況についても発信している。また、環境問題に取り組んでいる他団体との交流、環境フォーラムへの参加など積極的に進めている。</p>
■活動予定	<p>都市における安全・安心なまちづくりのため、再生可能な自然エネルギーの有効活用について国際的な情報も含めて学習会などを開催する。また、環境他団体との交流、環境フォーラムなどへの参加を進める。</p>

団 体 名	NPO法人共同生活推進協議会 (株式会社ナックプランニング)
代 表 者 名	藤本 祥
■活動理念	<p>住みよい街を目指し、皆で助け合い、楽しい住みたい街を協力し合いつくっていく。</p> <p>活動を通して社会福祉の増進を目指し、充実した社会福祉の街づくりに寄与する事も目的とする。</p> <p>また、自然豊かな戸田市の利点をアピールする反面、自然の怖さとも共存しなくてはならない事の啓発も、活動を通して行う。</p>
■活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の近隣掃除 ・「海と日本ゴミゼロ運動」参加し荒川土手の清掃 ・着ぐるみを使ったイベントでのボランティア清掃の啓発 (商工祭・ふるさと祭り・朝市など) ・防災イベントの開催 ・ウーマノミクス女性活躍応援イベントの開催 ・埼玉県リバサポに参加し清掃活動を行う

第2節 とだ環境フェア

1. 概要

「とだ環境フェア」は、とだ環境ネットワークの参加団体が中心となった実行委員会が運営するイベントです。参加する全ての団体・個人が実行委員であるという自覚と自主性に基づき運営されています。

2. 目的及び実施内容

とだ環境フェア 2021 は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、集客形式ではなく、市役所1階東側ロビーで各団体の活動内容を紹介したパネル展示やインターネット配信の形式で行いました。また、市内の児童・生徒、市民の環境に関する活動を募集した「とだ環境スタディ」を開催し、環境学習にも寄与しました。

3. 開催結果

- (1) 開催期間：令和3年11月24日（水）から令和3年12月17日（金）まで（パネル展示）
令和3年10月22日（金）から令和4年1月31日（金）まで（インターネット配信）
- (2) 出展：11団体（パネル展示）
3団体（インターネット配信）
- (3) アンケート結果（パネル展示）
 - Q1. 環境問題について何か関心がありますか？（複数回答可）
 - Q2. 御自身で環境問題に対して取り組んでいることはありますか？（複数回答可）

表1. Q1の結果

質 問	件 数
①地球温暖化	91
②ごみ問題	58
③騒音・振動・悪臭問題	27
④河川の汚染	35
⑤生物多様性の危機	37
⑥身近なみどりの減少	33
合計	281

表2. Q2の結果

質 問	件 数
①省エネ行動（機器の購入含む）	23
②食べ残しをしない	67
③マイバッグ・マイボトルの持参	52
④植樹などの緑化	21
⑤ごみの分別	64
⑥環境学習	21
合計	248

第3節 環境出前講座

1. 環境出前講座とは

とだ環境ネットワークでは、加盟している方々を講師、環境課を事務局として、環境出前講座を開催しています。市内に在住・在勤又は在学する5人以上のグループであればどなたでも無料で受講することができます。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受講者は0人でした。

身近な自然や環境をテーマに環境学習ができる良い機会となっており、例年、市内小学校からの依頼など、人気のある活動です。

2. 環境出前講座概要

(1) 利用できる方

市内に在住、在勤又は在学する5人以上の団体とします。

ただし、営利、政治活動、宗教活動、その他開催が適当でないと思われる場合などは対象となりません。

(2) 開催日時

開催は年末年始を除く毎日で、開催時間は午前9時から午後9時までの間で2時間程度とします。

(3) 費用及び場所

講師料は無料です。会場の用意、その他に係る経費は負担していただきます。場所は戸田市内となります。

(4) 申し込み方法

- ① 受講したい講座をメニューから選びます。
- ② 出前講座申請書を開催希望日の14日前までに、環境課までご提出ください。(メール・FAX・郵送による申し込み、電話による問い合わせも可)
- ③ 申請に基づき、事務局が講師と日程等を調整いたします。
- ④ 後日、事務局から出前講座決定通知書が送付されます。
- ⑤ 講座を実施し、終了後に報告書を提出してください。

3. 過去3ヶ年の利用実績

表 2-4-4 年度別環境出前講座利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
講座開催回数	11回	2回	0回
延べ参加人数	382人	189人	0人

※令和2年度以降はコロナ禍により、各団体からの申請が自粛されたため、例年に比べ実施回数は減少した。

4. 環境出前講座メニュー(令和3年度)

表 2-4-5 環境出前講座一覧表

	講 座 名	内 容	講 師 名
1	荒川の自然観察 (体験)	川とそこに生きる生物や自然を学ぶ	大石 昌男
2	水循環と川の役割 (戸田の水はどこからくるの)	水循環を学ぶ	大石 昌男
3	利根大堰と武蔵水路の役割	利根大堰の給水の仕組みと水循環	大石 昌男
4	見沼代用水と井沢弥惣兵衛	見沼代用水と井沢弥惣兵衛の業績	大石 昌男
5	川の水を調べる (実験)	川の水質調査	大石 昌男
6	魚がおよぐ川づくり	「魚がおよぐ川づくり」活動について	大石 昌男
7	川の汚れと家庭での取組	排水時の心がけやスカムについて	大石 昌男
8	水道水ができるまで (実験)	水道水の作り方 (浄水方法) を学ぶ	長谷川 孝雄
9	カブトエビと戸田の自然	「生きた化石」カブトエビのはなし	石井 和喜
10	野外での自然観察、植物遊び (体験)	地域の自然観察	石本 誠
11	EMを使った環境浄化活動 (体験可能)	EM培養液の作り方・使い方、生ごみ堆肥を使った寄せ植え教室	池上 幸子

第5章 環境に配慮したシステム等の設置に関する補助

第1節 制度概要

1. 補助制度の目的

環境に配慮したシステム等を設置する市民、事業者に補助金を交付することで、環境への負荷の低い設備等の普及を促進し、地球環境対策の推進に寄与することを目的としています。

2. 対象者

(1) 環境配慮型システム等設置費補助

市税を完納しており、自ら所有している市内の住宅や事業所等に環境に配慮したシステム等を設置する方。

(2) 電気自動車等導入費補助

市税を完納し、1年以上市内に住所を有する方、又は1年以上市内で事業を行っている方で、これから電気自動車等の導入（初度登録）をする方。

3. 対象システム等と補助金額

(1) 環境配慮型システム等設置費補助

[市民用]

- | | |
|----------------------------|----------------------------------|
| ① 太陽光発電システム(1kW以上) | 太陽電池の最大出力1kW当たり3万円(上限15万円)*1 |
| | *1 市内事業者による施工の場合は3万5千円(上限17.5万円) |
| ② HEMS(家庭用エネルギー管理システム) | 1万円 |
| ③ 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) | 1台 4万円 |
| ④ 燃料電池システム(エネファーム) | 1台 8万円 |
| ⑤ 地中熱利用設備 | 1台 20万円 |
| ⑥ 蓄電池 | 容量1kWhあたり3万円(上限15万円) |
- ※②～④については住宅に2台まで。

[事業者用]

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ① 太陽光発電システム(1kW以上) | 太陽電池の最大出力1kW当たり※3万円(上限60万円)*1 |
| | *1 市内事業者による施工の場合は3万5千円(上限70万円) |
| ② 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) | 1台 4万円 |
| ③ 燃料電池システム(エネファーム) | 1台 8万円 |
| ④ 地中熱利用設備 | 1台あたりの設置費用の10%(上限50万円) |
| ⑤ 蓄電池 | 容量1kWhあたり3万円(上限30万円) |
| ⑥ LED照明設備 | 1個あたり1千円(上限10万円) |
- ※②・③は1事業者当たり5台まで。
※⑥は100個を限度とする。

(2) 電気自動車等導入費補助

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 電気自動車(EV) | 1台 15万円 |
| ② プラグインハイブリッド自動車(PHV) | 1台 10万円 |
| ③ 燃料電池自動車(FCV) | 1台 50万円 |
| ④ 据置型電気自動車等充給電設備(V2H) | 1台 10万円 |
| ⑤ 可搬型外部給電器(V2L) | 1台 5万円 |

※申請は1申請者につき1台のみ。①～③は初度登録で、使用者が申請者であることが条件。

※④は①～③の自動車から住宅等へ電力を供給するもので、据置型のものに限る。⑤は①～③の自動車から電気を取り出す機器のうち、可搬型のもので、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象の機器に限る。

第2節 令和3年度補助実績

補助実績は下記の表のとおりとなります。

1. 環境配慮型システム等設置費補助

[市民用]

表 2-5-1 令和3年度補助実績

機器名	設置数	単価(円)	補助金額(円)	備考	概算 CO ₂ 削減量(t/年)
太陽光発電	28	35,000/kW(市内) 30,000/kW(市外)	3,414,200 ^{※1}	116.19 kW (補助分)	59.53
				133.17 kW (設置)	
エコキュート	16	40,000	640,000		8.48
エネファーム	24	80,000	1,920,000		3.84
蓄電池	22	30,000/kWh	3,120,000 ^{※1}	109.00 kWh (補助分)	
				170.36 kWh (設置)	
HEMS	17	10,000	170,000		2.04
合計			9,264,200		73.89

※1 予算の上限に達したため、満額補助できなかった申請分を含む。

表 2-5-2 積算設置台数

機器名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
太陽光発電	247	331	428	528	578	623	662	699	753	789	811	839
エコキュート	297	395	435	480	505	532	551	578	618	648	672	688
エネファーム	10	35	74	111	135	165	218	252	288	314	340	364
蓄電池	—	—	1	9	13	30	35	57	96	128	160	182
HEMS	—	—	—	—	13	29	37	51	72	86	98	115

[事業者用]

表 2-5-3 令和3年度補助実績

機器名	設置数	単価(円)	補助金額(円)	備考	概算 CO ₂ 削減量(t/年)
LED 照明	1	1,000/個	8,000		0.168
合計			8,000		0.168

表 2-5-4 積算設置台数

機器名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
太陽光発電	18	21	22	26	29	33	35	36	36
LED 照明	2	5	5	9	15	26	36	41	42
エコキュート	—	—	—	1	1	1	2	3	3
蓄電池	—	—	—	—	—	—	2	2	2

2. 電気自動車等導入費補助

表 2-5-5 令和3年度補助実績

車種	補助件数	単価(円)	補助金額(円)
電気自動車	2	150,000	300,000
燃料電池自動車	3	500,000	1,500,000
合計			1,800,000

表 2-5-6 積算導入件数

車種	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気自動車	12	17	18	23	31	41	49	52	54
プラグインハイブリッド自動車	14	21	29	31	44	50	57	58	58
燃料電池自動車	—	—	—	2	3	3	4	5	8
据置型電気自動車等充電設備	—	—	—	—	—	—	—	3	3

第 3 部

緑のまちづくり
と自然再生

第3部 緑のまちづくりと自然再生

第1章 緑化の推進

第1節 保存樹木補助制度

1. 補助制度の目的

良好な自然と生活環境を確保するため、樹木の保全と緑化を推進し、緑あふれる住みよいまちづくりを図ることを目的とします。

2. 補助金額

保存樹木	1本当たり	4,000円	(限度60,000円)
樹林・竹林	1平方メートル当たり	60円	(限度60,000円)
生け垣	1メートル当たり	300円	(限度60,000円)

3. 指定状況

表 3-1-1 保存樹木等指定状況

	保存樹木		樹林・竹林		生け垣	
	件数	本数	件数	面積(m ²)	件数	長さ(m)
平成29年度	96	512	2	1,527.00	54	3,036.28
平成30年度	92	465	2	1,527.00	53	3,216.26
令和元年度	92	472	2	1,527.00	54	3,158.46
令和2年度	90	468	2	1,527.00	51	3,128.76
令和3年度	84	447	2	1,527.00	52	3,061.06

第2節 建築物屋上等緑化・生け垣等設置奨励補助制度

1. 補助制度の目的

緑豊かな景観の創出と都市環境の改善を推進するため、建築物の屋上等の緑化、生け垣、緑化フェンス、花壇や駐車場緑地帯を設置する者に対し補助を行います。

2. 補助金額

表 3-1-2 補助金額

補助対象	補助金額
屋上緑化・ベランダ緑化	対象工事費1平方メートル当たりの金額(上限2万円)の3分の2(限度50万円)
壁面緑化	対象工事費1平方メートル当たりの金額(上限1万円)の3分の2(限度50万円)
生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯	設置費用1メートル当たりの金額(上限1万円)(限度20万円)
駐車場緑地帯	設置費用1平方メートル当たりの金額(上限1万円)(限度20万円)

3. 補助実績

表 3-1-3 補助実績

	屋上等緑化		生け垣等設置	
	件数	面積(m ²)	件数	長さ(m)
平成 29 年度	0	0	3	22.50
平成 30 年度	0	0	4	38.70
令和元年度	1	48.00	1	17.60
令和 2 年度	0	0	0	0.00
令和 3 年度	0	0	1	14.00

第 3 節 苗木の無料配布

1. 事業の目的

緑を自ら管理することにより、緑や花への愛着と日々の生活環境における緑の必要性を認識し、緑化の推進を図ります。

2. 配布状況

(1) 結婚・誕生・新築記念樹

表 3-1-4 記念樹配布本数

単位：本

	結婚	誕生	新築	合計
平成 29 年度	248	388	73	709
平成 30 年度	269	420	89	778
令和元年度	278	418	64	760
令和 2 年度	266	376	73	715
令和 3 年度	319	378	83	780

(2) とだグリーンウェイブ

表 3-1-5 活動実績

	参加団体	参加者数	場所提供団体数	植樹本数
平成 29 年	17 団体	131 名	3 団体	91 本
平成 30 年	19 団体	122 名	1 団体	78 本
令和元年	17 団体	135 名	1 団体	54 本
令和 2 年	20 団体	77 名	0 団体	66 本
令和 3 年	12 団体	45 名	0 団体	36 本

※実施期間が3月1日から6月15日のため暦年での集計である。

第2章 水と緑のネットワークの推進

第1節 水と緑のネットワーク形成

1. 水と緑のネットワーク形成（戸田市地区）プロジェクト

(1) 水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）基本構想

国土交通省関東地方整備局・埼玉県・戸田市で構成する水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）推進会議で、平成21年5月に基本構想を策定しました。

① 水と緑のネットワーク形成とは

貴重な自然を保全するとともに、分断された自然をつなぎ、野生生物の移動経路の確保や、自然の多面的機能を回復させることによって、豊かな自然を再現し、潤いのある質の高い都市環境の実現に向けた取組です。この取組は、生き物を守るための戦略的な方法であるとともに、人間が持続的に豊かな生活を送るためのランドデザインの基本となります。

② 目的

・地域の多様な関係主体の参加によって地域固有の在来植物にも配慮した植物の育成・植栽等を実施することにより、流域の自然を再生し、多種多様な動植物の生育・生息できる場をつくり、水と緑のネットワークの形成を図ります。

・河川、道路、公園、公共施設、民有地等との連携により、広域的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

③ 基本方針

- ・自然と人が共生するエコロジカルネットワークの推進
- ・効率的な手法による自然環境・景観の保全・再生・創出
- ・地域固有の植物の保全・育成の推進
- ・地域の多様な関係主体・事業の連携による取り組みの推進

(2) 水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）行動計画

水と緑のネットワーク形成プロジェクト（戸田市地区）基本構想の実現を図るため、平成23年3月に行政、市民・事業者の行動計画及び、重点地区計画を策定しました。

① 指標種の選定

生き物の視点に立った自然環境を評価するために、代表的な生物種を選定しました。

表 3-2-1 行動計画における指標種

	指標種
樹林地	シジュウカラ、メジロ
草地	ギンイチモンジセセリ等のセセリチョウ類
水域（河川等の流水域）	カワセミ
水域（池、プール等の止水域）	アジイトトンボ等の止水域に生息するトンボ類

② 重点地区計画

1. 彩湖・道満グリーンパーク・美女木地区
2. 笹目川沿川地区
3. 戸田中央・菖蒲川沿川地区

(3) 生き物マップづくり

水と緑のネットワーク形成プロジェクトの進捗状況を評価する指標として、市内の生き物の生息状況を把握します。また、日常自然と接する機会が減りつつある児童・生徒たちに生き物マップづくりを通して自然とふれあう機会を創出することを目的として実施しています。

平成24年10月～11月に市内小中学校の協力を得て、学校区ごとに秋の生き物調査を行いました。調査結果を基に生き物データベースを作成し、平成26年度に地図情報システム「いいとだマップ」で公開しました。また、平成26年7月～8月には、夏の生き物調査を行い、「いいとだマップ」で公開しました。加えて平成30年10月～11月に秋の生き物調査、令和元年7月～8月に夏の生き物調査を行い、これらの成果も「いいとだマップ」で公開しました。

(4) 樹木剪定技術講習会

庭木等の剪定を通じて緑に対する市民の意識を高めるため、また緑化推進団体の組織化と育成を進めることを目的に、毎年1回、市内環境空間や公園において、樹木剪定技術講習会を開催しています。

令和4年3月8日 大前緑地南、かじやさくら緑地

(5) イケチョウ貝による水質浄化活動

日本唯一の静水コースである「戸田ボートコース」。全国のボート競技者にとって憧れの聖地となっていますが、近年は水質の維持が課題となっています。

そこで、市は埼玉県ボート協会や埼玉大学などと協力し、「戸田ボートコース水質浄化実行委員会」を設立し、イケチョウ貝による水質浄化活動に取り組んでいます。イケチョウ貝は、経費や生態系への影響も少なく、水質浄化に効果があります。また、外とう膜というイケチョウ貝の一部を切り取って殻の中に入れると、それを核として色彩豊かな淡水産真珠をつくることができます。

本活動は、平成18年度から実施しており、令和3年度までに11,085個のイケチョウ貝を投入しています。

なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりアクセサリ教室の開催を中止しています。

表 3-2-2 イケチョウ貝投入数(直近5年度分)

単位：個

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
稚貝投入数	900	500	600	450	400

表 3-2-3 淡水産真珠アクセサリ教室参加者数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加人数	14	13	15	中止	中止

2. 戸田ヶ原自然再生事業

(1) 戸田ヶ原自然再生事業全体構想

平成21年3月に戸田ヶ原自然再生事業の目標と実現方策などを定めた全体構想を策定しました。

- ① 目標1 多様な野生の生きものを育む戸田ヶ原を再生する
 - 1. サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生
 - 2. キツネの親子が安心して暮らせる自然の保全と再生
 - 3. カヤネズミがゆりかごをつくる草はらの保全と再生
 - 4. ミドリシジミの舞う林の保全と再生
 - 5. カワセミが子育てをする水辺の保全と再生
- ② 目標2 戸田ヶ原を通じて人と自然、人と人との交流を再生する
 - 1. 子どもたちが身近に自然と触れ合う場と機会を提供する
 - 2. 市民が集う、世代を超えた交流の場に
 - 3. 企業の社会貢献活動の場に
- ③ 目標3 住みたい・住み続けたいまちづくりに活かす
 - 1. 市民が誇りと愛着を持つまちづくりに活かす
 - 2. 戸田ヶ原を通じてまちの魅力を発信する

(2) 戸田ヶ原自然再生事業実施計画

戸田ヶ原自然再生事業全体構想の実現を図るために、平成22年3月に策定し、令和3年3月に改訂しました。

- ① サクラソウなどの野生の草花が彩る湿地プロジェクト
- ② キツネやカヤネズミが子育てをする草地プロジェクト
- ③ ミドリシジミが舞う林プロジェクト
- ④ カワセミが子育てをする水辺プロジェクト
- ⑤ 人と自然・人と人との交流プロジェクト
- ⑥ PRの推進

(3) サクラソウの生育状況

表 3-2-4 サクラソウの生育状況（戸田ヶ原サクラソウ園）

[]内は累計

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
植栽株数 (2月)	700 [7,700]	500 [8,200]	500 [8,700]	500 [9,200]	500 [9,700]
生育株数 (4月)	15,182	21,128	28,131	21,291	22,959
開花 (4月)	3,947	5,493	7,314	5,536	7,767

戸田ヶ原サクラソウ園（旧戸田ヶ原自然再生エリア第1号地）は、平成21年度にサクラソウの植え付けを開始しました。

年間を通し、月に1回程度で、戸田ヶ原サポーターと連携した管理作業を実施し、その中で外来植物の除去や除草を実施しました。

平成26年の調査で、サクラソウの生育株数が植え付けた株数を上回り増加傾向にあることが確認されました。

表 3-2-5 サクラソウの生育状況（湿地再生区域 F）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
植栽株数(2月)	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]	0 [2,000]
生育株数(4月)	2,550	2,794	4,520	3,297	3,668
開花(4月)	190	1,363	1,197	850	1,084

平成27年度にかつての戸田ヶ原がイメージされる、より広域な湿地を再生していくべく、イオンスタイル北戸田、イオンモール北戸田の協力を得て、サクラソウの植え付けを開始しました。

今後も、年に2回程度、同社と連携した管理作業を実施し、その中で外来植物の除去を実施する予定です。

(4) 戸田ヶ原自然再生の普及事業

①普及事業一覧

名 称	開催日	場所
パネル展示	常設展示	彩湖自然学習センター
	令和3年3月31日～ 令和3年4月6日	イオンモール北戸田
	令和3年4月2日～ 令和3年4月16日	戸田市役所庁舎
	令和3年12月7日～ 令和3年12月17日	戸田環境フェア
戸田ヶ原さくらそうウィーク	令和3年4月10日～ 令和3年4月17日	戸田ヶ原サクラソウ園
とだみちゃん出張授業	令和3年10月3日	イオンモール北戸田
	令和3年12月10日	笹目東小
戸田ヶ原でフクロウのクリスマスリースづくり	令和3年11月27日	戸田ヶ原サクラソウ園
サクラソウ株分け・ポット苗づくり	令和3年12月14日	戸田市役所
戸田ヶ原さくらそう植え付けイベント	令和4年2月13日	戸田ヶ原サクラソウ園
戸田ヶ原ガイド講習	令和4年3月26日	戸田ヶ原サクラソウ園

② 戸田ヶ原自然再生キャラクター

平成24年に戸田ヶ原自然再生事業の取組を多くの方に知ってもらい、親しみを持ってもらえるようにキャラクターを作成。愛称を一般公募して、戸田市の自然を見守る妖精をイメージし、戸田ヶ原の『とだ』と、見守るの『み』、美しいの『み』という意味を込めた『とだみちゃん』に決定しました。平成25年8月に着ぐるみを作成し、PRのため市内外のイベントに出演しました。「ゆるキャラグランプリ2018」にも出場し、1,246票でご当地順位は全体247位となりました。



戸田ヶ原自然再生キャラクター
とだみちゃん

第 4 部

環境（公害）調査
と現況

第4部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数

令和3年度に本市で受理した公害苦情件数は、40件ありました（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については主なものを1件として数えています）。

種類別にみると、騒音が20件で最も多く、次いで悪臭9件、大気8件、振動3件と続いています。以下に規制対象別の表4-1-1を示します。

表4-1-1 令和3年度公害苦情件数（規制対象別）（件）

		法令根拠				合計
		法律	条例	なし	小計	
大気	焼却（野焼き）	0	2	2	4	8
	自動車	0	1	3	4	
水質		0	0	0	0	0
騒音	産業用機械作動	0	0	3	3	20
	工事・建設作業	0	0	7	7	
	自動車	0	0	2	2	
	その他	0	0	8	8	
振動	工事・建設作業	0	0	1	1	3
	自動車	0	0	2	2	
悪臭	不明	0	0	3	3	9
	その他	0	0	6	6	
合計		0	3	37	40	40

第2節 苦情件数の推移

本市の過去10年間における公害苦情の推移を表4-1-2、図4-1-1に示します。
件数としては、減少傾向となっています。

表4-1-2 過去10年間における公害苦情の推移(平成24年度～令和3年度) (件)

年度 公害区分	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
大 気	27	25	4	14	7	8	4	8	7	8
水 質	6	5	3	9	6	5	1	0	0	0
騒 音	41	41	29	31	27	24	31	28	35	20
振 動	7	6	3	6	3	6	3	2	1	3
悪 臭	23	24	12	22	10	11	13	28	20	9
そ の 他	1	2	2	1	2	3	0	0	2	0
合 計	105	103	53	83	55	57	52	66	65	40

同一苦情については1件として数えた件数

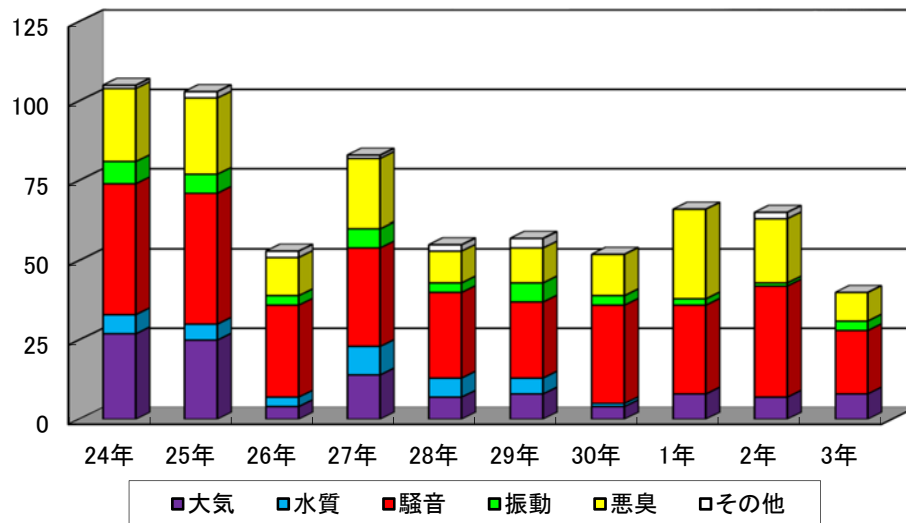


図4-1-1 公害苦情の推移(平成24年度～令和3年度)

第2章 大気汚染

大気汚染の状況を把握するため、市内3箇所に大気常時監視測定局を設置し、埼玉県の常時監視測定局2箇所を含めて、計5箇所で測定を行っています。

(1) 測定場所と項目

本市では、中町に一般測定局を1箇所設置し、さらに東京外環自動車道と首都高速道路の大気汚染状況を把握するため、自動車排出ガス測定局2箇所を高速道路建設に伴い設置しています。

これら測定局のデータは、通信回線を介して環境課にて常時監視しており、大気環境を把握できるようになっています。

表 4-2-1 各局の測定項目（市実施分）

測定局名	測定場所	測定項目				
砂場局	砂場公園内		NO ₂			SPM
早瀬局	旧笹目橋交番跡地内		NO ₂		CO	SPM
中町局	中町2丁目	SO ₂	NO ₂	O _x	CO	SPM

表 4-2-2 各局の測定項目（県実施分）

測定局名	測定場所	測定項目				
戸田局	埼玉県立戸田翔陽高校内		NO ₂	O _x		SPM
戸田美女木自排局	西部福祉センター内	SO ₂	NO ₂		CO	SPM

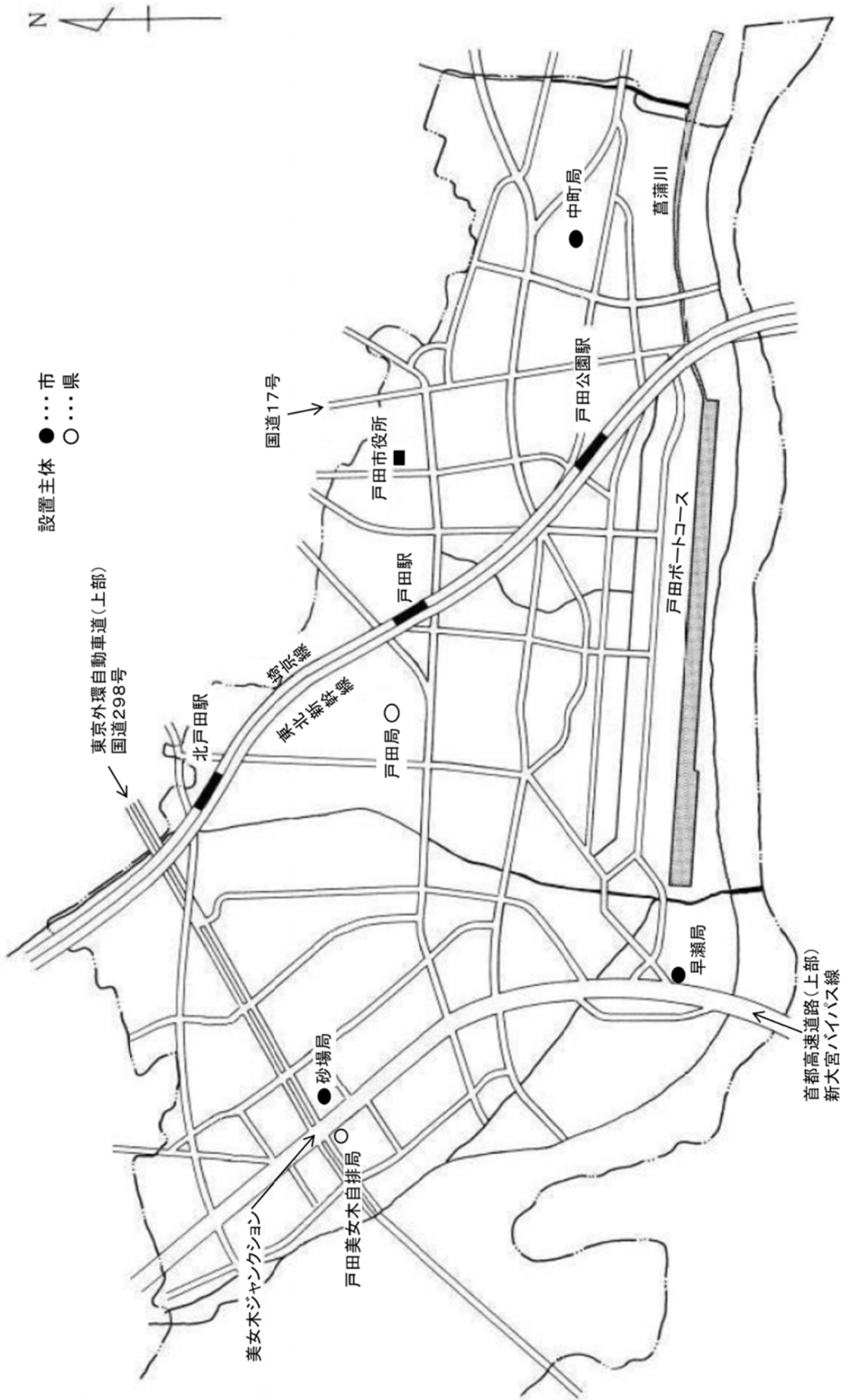


図 4-2-1 常時監視測定局位置図

(2) 環境基準

環境基準は、環境基本法に基づき「大気汚染に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準」として定められています。

【大気汚染に係る環境基準】

表 4-2-3 環境基準一覧

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox) (注 1)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) (注 2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること

注 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいいます。

注 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいいます。

【評価方法】

① 長期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行います。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いを行いません。

② 98%値評価（二酸化窒素）

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に相当するもの（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行います。

※なお、長期的評価及び 98% 値評価は、測定期間が年間を通じて、6,000 時間以上の測定局（有効測定局）を対象として行います。

③ 短期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

連続して若しくは随時に測定を行った日、又は時間についての測定結果を環境基準と比較して評価します。

(3) 各物質の測定結果

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に石油等の化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼・酸化することにより発生する物質で、粒子状物質と共存することにより、上気道気管支に影響を及ぼし肺腫瘍や慢性気管支炎等の原因物質になることがあります。また、酸化されることにより硫酸ミストや硫酸塩を生じ、雨水と一緒に酸性雨として植物等へ被害を与えます。二酸化硫黄濃度は、低硫黄分の燃料（重油・ガス）の普及により、以前に比べてかなり低くなっています。他の要因として、活火山の噴火により濃度が高くなることもあります。

測定結果は、環境基準を達成しています。

表 4-2-4 令和3年度二酸化硫黄測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数の測定時間数に対する割合	1時間値が0.1ppmを超えた時間数の測定時間数に対する割合	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppmを超えた日数の有効測定日数に対する割合	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
中町局	364	8,637	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0.002	0.002	○	0

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物の燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもののほか、高温高压で燃焼するディーゼルエンジンでは、空気中の窒素が酸化され二酸化窒素になります。粘膜、呼吸器に対する障害を起こし、炭化水素等との反応に関係し、光化学スモッグ発生の要因物質の一つとされています。主な発生源は、自動車・ボイラー等からの排出ガスであり、首都圏における窒素酸化物排出量の約半分は、ディーゼル車を中心とした自動車からのものと言われています。

測定結果は、環境基準を達成しています。

表 4-2-5 令和3年度二酸化窒素測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	1時間値が0.2ppmを超えた時間数の測定時間数に対する割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数に対する割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.06ppmを超えた日数の有効測定日数に対する割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数の有効測定日数に対する割合	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
中町局	364	8643	0.012	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0
早瀬局	364	8644	0.022	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
砂場局	364	8644	0.019	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0

③ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受け光化学反応し、生成される酸化性物質です。

この物質の濃度が高くなると、目・上気道等の粘膜刺激症状が起こり、また、肺機能や運動機能の低下等を起こすことも知られています。

測定結果は、環境基準を超過しています。

過去、県内の測定局で環境基準を達成した局はありません。

表 4-2-6 令和3年度光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の平均値 (ppm)	日最高8時間値の年間99パーセント値 (ppm)	年間値が有効 (○:有効, ×:無効(参考値))	8時間値有効測定日数	日最高8時間値の年間99パーセント値の3年移動平均値(ppm)
中町局	365	5428	0.035	83	340	2	5	0.142	0.050	0.084	○	363	0.086

④ 一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には窒息にいたります。主に自動車排出ガスに含まれます。

測定結果は、環境基準を達成しています。

表 4-2-7 令和3年度一酸化炭素測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数	8時間値が20ppmを超えた回数に対する割合	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日数に対する割合	1時間値が30ppm以上になった回数	1時間値が30ppm以上になった回数に対する割合	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
中町局	365	8657	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.7	0.5	○	0
早瀬局	365	8654	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.3	0.6	0.4	○	0

⑤ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん）であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいいます。発生は、風による土砂の舞い上がり、石油・石炭の燃焼、物の破壊等、大気中で二次的に反応して生成するものなどがあります。呼吸により体内に入り、粒径の小さい物は肺胞に留まり、溶解性のものであれば血液中に溶け込みます。また、不溶解性のものは、そのまま肺組織に留まり生体に悪影響を及ぼし、じん肺等の症状を呈します。なお、浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状があらわれる場合もあります。

測定結果は、環境基準を達成しています。

表 4-2-8 令和3年度浮遊粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (mg/m^3)	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数の割合	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数の測定時間数に対する割合	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	1時間値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の最高値 (mg/m^3)	日平均値の2%除外値 (mg/m^3)	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数
中町局	359	8625	0.012	0	0.0	0	0.0	0.095	0.048	0.030	○	0
早瀬局	359	8632	0.014	0	0.0	0	0.0	0.091	0.047	0.030	○	0
砂場局	359	8628	0.013	0	0.0	0	0.0	0.084	0.046	0.032	○	0

用語の解説（大気編）

光化学スモッグ：大気中の汚染物質である窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽の紫外線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントのスモッグをいいます。夏季の陽ざしが強く風が弱い日に特に発生しやすくなっています。人体に対する影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの被害を生じさせます。また、植物の葉の組織を破壊することもあります。

窒素酸化物（NO_x）：一酸化窒素、二酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合は一酸化窒素、二酸化窒素の混合物を指します。発生源は、自動車を主とする移動発生源と発電所や工場などの固定発生源に分けられます。大気汚染防止法では、①有害物質 ②指定ばい煙 ③自動車排出ガスに指定され、排出基準や排出許容限度が定められています。また、光化学スモッグの原因物質にもなっています。

粉じん：大気汚染防止法では物の破壊、選別その他の機械的処理、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質と定義しており、これを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っています。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものを特定粉じんといい、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんといいます。

ばい煙：大気汚染防止法では次のとおり定義しており、これらを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っています。①燃料その他の物の燃焼に伴い、発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの（有害物質という）をいいます。

第3章 水質汚濁

市内には、川口市・蕨市との境に緑川、中央部に笹目川、南側に菖蒲川、上戸田川、さくら川があり、全て荒川下流域に流入しています。

水質調査は、5本の河川と農業用排水路を対象に行っています。

令和3年度は、表4-3-1のとおり、河川・水路8カ所（No.1~3、5、7~10）で年4回、水路2カ所（No.4、6）で年2回、閉鎖性水域3カ所（No.11~13）で年1回の水質調査を実施しました。

調査結果の概要について、表4-3-4から表4-3-29に示します。

1. 河川・水路等調査地点

表 4-3-1 河川・水路等調査地点

区 分	No.	河 川 ・ 水 路 名	測 定 地 点 （ 備 考 ）
季節毎調査	1	笹目川	池ノ尻橋
	2	笹目川	富士見橋
	3	さくら川	神明橋
半年毎調査	4	菖蒲川水系 SY-28 水路	氷川橋
季節毎調査	5	菖蒲川水系 SY-10 水路	県工業用水道中継ポンプ場南側
半年毎調査	6	菖蒲川水系 SY-5 水路	新曾柳原住宅東側
季節毎調査	7	上戸田川	富士見球場脇
	8	上戸田川	浅間橋
	9	菖蒲川	菖蒲橋
	10	緑川	鬼澤橋
夏季調査	11	道満河岸釣場	栈橋中央部付近
	12	荒川第一調節池	管理橋
	13	戸田漕艇場	中央大学戸田艇庫前南岸

※区分については、季節毎（4月、7月、10月、1月）に調査を実施した地点を「季節毎調査」、年2回調査を実施した地点を「半年毎調査」、年1回調査を実施した地点を「夏季調査」としていません。

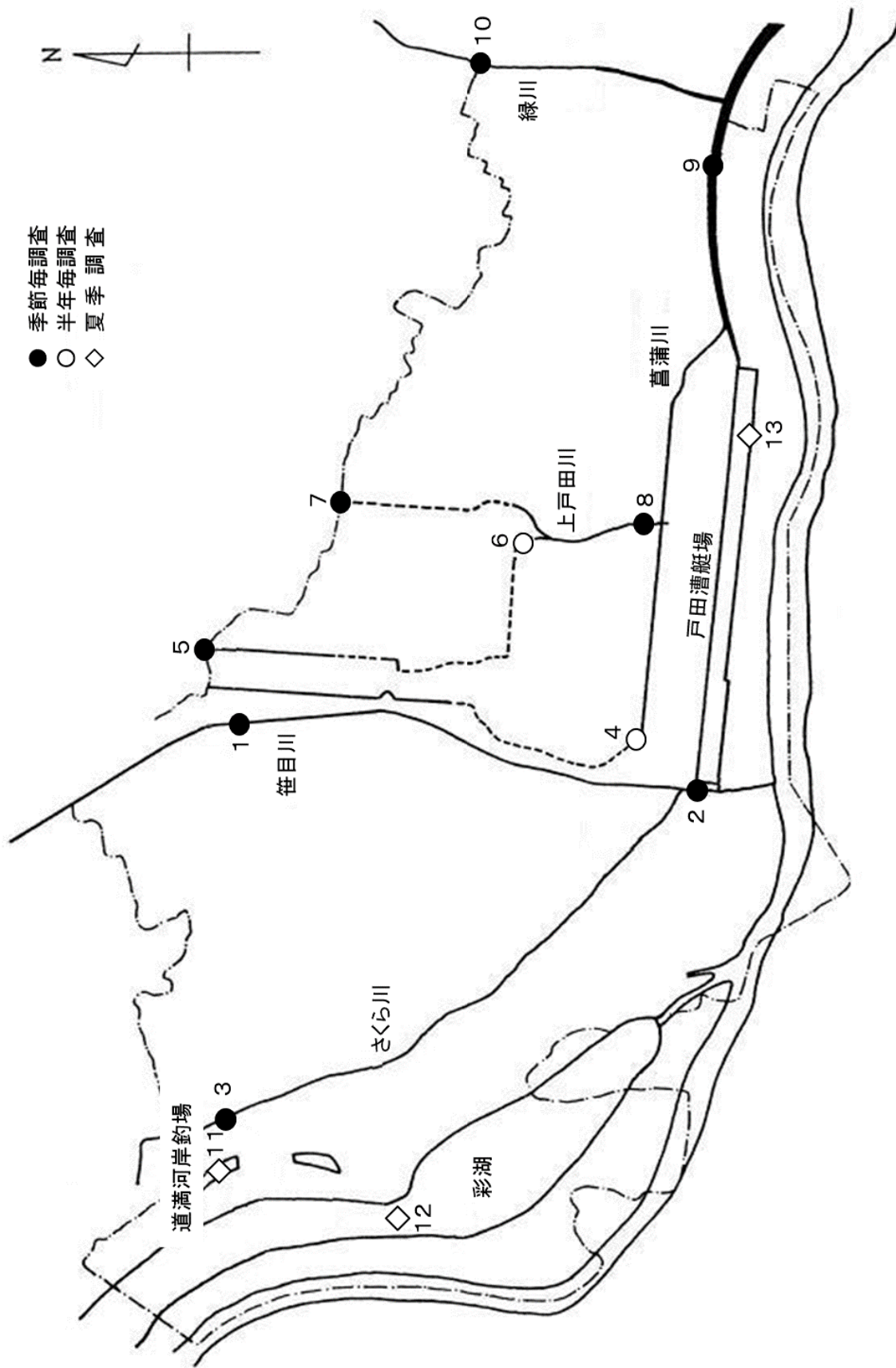


図 4-3-1 測定地点

2. 環境基準

表 4-3-2 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg /L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg /L 以下
鉛	0.01 mg /L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg /L 以下
六価クロム	0.05 mg /L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg /L 以下
砒素	0.01 mg /L 以下	チウラム	0.006 mg /L 以下
総水銀	0.0005 mg /L 以下	シマジン	0.003 mg /L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg /L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg /L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg /L 以下	セレン	0.01 mg /L 以下
四塩化炭素	0.002 mg /L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg /L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg /L 以下	ふっ素	0.8 mg /L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg /L 以下	ほう素	1 mg /L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg /L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg /L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg /L 以下		

表 4-3-3 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	基準値（河川）			
	水素イオン濃 度:pH	生物化学的酸 素要求量 :BOD	浮遊物質 量 :SS	溶存酸素量 :DO
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg /L 以下	50 mg /L 以下	5 mg /L 以上

項目 類型	基準値（湖沼）			
	水素イオン濃 度:pH	化学的酸素要 求量 :COD	浮遊物質 量 :SS	溶存酸素量 :DO
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg /L 以下	5 mg /L 以下	7.5 mg /L 以上
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg /L 以下	15 mg /L 以下	5 mg /L 以上

3. 水質調査結果

健康項目が環境基準を超過している地点はありませんでした。生活環境項目については、次のとおりです。

(1) 笹目川（池ノ尻橋）

本地点は、戸田市内における笹目川の上流に位置します。水源地はさいたま市の白幡沼です。また、東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川となっています。

近年、笹目川の改修工事により、川辺にコサギ、カモなどの水鳥が増え、大きなコイの姿も見られます。また、笹目川の河川浄化のため、さいたま市内谷橋付近で荒川から毎秒0.3トンの導水が行われています。

本地点の水質は、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-4 笹目川（池ノ尻橋）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	13:24	11:45	13:15	14:50	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	18.0	29.8	28.8	0.3	—
水温（℃）	19.5	30.3	25.0	5.2	—
流速(m/s)	0.056	0.075	0.15	0.05	—
流量(m ³ /s)	0.14	0.31	1.1	0.3	—
pH	7.6	7.5	7.4	7.8	6.5～8.5
DO(mg/L)	9.6	5.0	5.6	8.8	5 以上
BOD(mg/L)	4.2	2.5	1.6	3.0	5 以下
SS(mg/L)	13	4	3	0	50 以下

表 4-3-5 笹目川（池ノ尻橋）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.5	6.5～8.5
DO(mg/L)	8.7	8.0	7.1	7.0	7.2	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	3.4	3.3	3.9	1.9	3.0	5 以下
SS(mg/L)	14.0	13.0	12.5	7.0	6.5	50 以下

(2) 笹目川（富士見橋）

本地点は、笹目川の最下流域であり、約 50m 上流でさくら川が流入し、約 450m 下流で荒川と合流します。感潮河川であるため、東京湾の満潮時には荒川の水が逆流してきます。

本地点の水質は、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-6 笹目川（富士見橋）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	12:10	9:50	11:15	14:00	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	19.0	33.0	26.3	0.8	—
水温（℃）	17.5	29.5	24.2	6.0	—
流速(m/s)	0.076	0.16	0.083	0.053	—
流量(m ³ /s)	2.1	7.3	2.7	2.0	—
pH	7.6	7.3	7.2	7.0	6.5～8.5
DO(mg/L)	12.0	6.2	4.3	9.8	5 以上
BOD(mg/L)	10	3.2	0.9	1.7	5 以下
SS(mg/L)	26	9	1	4	50 以下

表 4-3-7 笹目川（富士見橋）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.2	6.5～8.5
DO(mg/L)	7.8	6.8	6.2	5.7	8.0	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	2.8	4.0	2.9	1.9	3.2	5 以下
SS(mg/L)	11.0	9.0	14.8	9.0	10.0	50 以下

(3) さくら川（神明橋）

さくら川は、排水路として堀削されたもので、さいたま市と戸田市の一部を流域とする河川です。

この川の戸田市内の流域は、すでに公共下水道が普及しており、上流域の公共下水道整備の進捗により、水質の改善が見られています。

反面、公共下水道整備により、流量が大幅に減ってしまったことから、荒川水循環センターの2次処理水をさらに礫間接触酸化法により高度処理した水が、毎秒0.025トン放流されています。

本地点の水質は、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-8 さくら川（神明橋）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	14:15	13:25	12:35	13:10	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	19.4	35.0	27.1	0.3	—
水温（℃）	18.5	30.8	24.0	5.2	—
流速(m/s)	0.024	0.034	0.019	0.033	—
流量(m ³ /s)	0.013	0.013	0.015	0.02	—
pH	7.6	8.8	7.7	7.0	6.5～8.5
DO(mg/L)	14.2	15.3	9.9	9.2	5 以上
BOD(mg/L)	2.0	3.1	0.8	1.5	5 以下
SS(mg/L)	17	3	1	4	50 以下

表 4-3-9 さくら川（神明橋）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.7	6.5～8.5
DO(mg/L)	9.8	9.9	8.6	8.0	12.1	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	3.0	2.8	3.5	1.9	2.0	5 以下
SS(mg/L)	11.0	17.0	5.0	6.0	6.2	50 以下

(4) 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋)

新曽の灌漑用水路の最下流域の地点であり、調査地点より上流部は暗渠となっています。

平成18年度から菖蒲川の河川浄化のため、荒川から毎秒1トンの導水が行われています(堤向橋付近から導水)。放流時以外は流量が少なく、また、水路の末端であるため下水道未整備地域からの生活雑排水の流入量が多く水質の変動が激しくなっています。

本地点の水質は、平成18年度以降、荒川からの導水の効果により水質の改善がみられました。

表 4-3-10 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋)

採水年月日	—	R3/7/26	—	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	—	11:00	—	15:00	—
天候 (前日)	—	晴れ一時曇り	—	晴れ	—
天候 (当日)	—	晴れ	—	雪	—
気温 (°C)	—	33.5	—	0.3	—
水温 (°C)	—	30.5	—	7.0	—
流速(m/s)	—	0.017	—	0.38	—
流量(m ³ /s)	—	0.002	—	0.51	—
pH	—	7.8	—	7.2	6.5~8.5
DO(mg/L)	—	12.6	—	9.4	5 以上
BOD(mg/L)	—	7.3	—	3.2	5 以下
SS(mg/L)	—	8	—	7	50 以下

表 4-3-11 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋) 経年変化

年度平均値 (BOD75%値を除く)

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.5	6.5~8.5
DO(mg/L)	7.9	5.9	7.8	6.4	11.0	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	21.0	7.3	4.9	13.0	7.3	5 以下
SS(mg/L)	13.0	13.0	78	38	7.5	50 以下

(5) 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）

見沼代用水路から灌漑用水が流入する水路ですが、下流域の宅地化が進んでいるため用水の需要が少なく、排水路的役割となっています。このため、流量が少なく流速が低いので、渇水時にはほぼ停滞状態になっています。調査地点は本市、さいたま市及び蕨市の行政界に位置し、さいたま市と蕨市の生活排水などが流入しています。

本地点の水質は、小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすくなっています。また、流量が少ないため、降雨など天候による影響も大きく、水質の変化にばらつきが見られます。

表 4-3-12 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	16:00	14:10	14:50	14:20	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	16.5	31.5	24.2	0.5	—
水温（℃）	16.0	30.3	24.2	7.1	—
流速(m/s)	0.13	0.12	0.091	0.12	—
流量(m3/s)	0.009	0.010	0.006	0.011	—
pH	7.6	7.6	8.7	7.9	6.5～8.5
DO(mg/L)	1.9	2.1	3.2	2.9	5 以上
BOD(mg/L)	15	13	7.3	12	5 以下
SS(mg/L)	6	3	3	3	50 以下

表 4-3-13 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.9	6.5～8.5
DO(mg/L)	5.5	3.5	3.5	3.3	2.5	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	14.0	14.0	12.0	10.0	13.0	5 以下
SS(mg/L)	8.0	10.0	11.0	9.0	3.7	50 以下

(6) 菖蒲川水系 SY-5 水路 (新曾柳原住宅東側)

本地点は(5)の下流となる調査地点です。新曾の灌漑用水路の最下流域にあり、本地点から下流約 50m の新田橋付近で上戸田川に合流します。

平成 18 年度から上戸田川の河川浄化のため、荒川から毎秒 0.1 トンの導水が行われています。東京湾の潮位の影響を受ける感潮水域です。

本地点の水質は、ばらつきが大きく、水質の状況は横ばいです。

表 4-3-14 菖蒲川水系 SY-5 水路 (新曾柳原住宅東側)

採水年月日	—	R3/7/26	—	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	—	10:10	—	15 ; 50	—
天候 (前日)	—	晴れ一時曇り	—	晴れ	—
天候 (当日)	—	晴れ	—	雪	—
気温 (°C)	—	35.7	—	0.3	—
水温 (°C)	—	28.2	—	7.8	—
流速(m/s)	—	0.089	—	0.043	—
流量(m3/s)	—	0.088	—	0.024	—
pH	—	7.4	—	7.2	6.5~8.5
DO(mg/L)	—	2.3	—	8.0	5 以上
BOD(mg/L)	—	10	—	5.5	5 以下
SS(mg/L)	—	6	—	5	50 以下

表 4-3-15 菖蒲川水系 SY-5 水路 (新曾柳原住宅東側) 経年変化

年度平均値 (BOD75%値を除く)

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.3	6.5~8.5
DO(mg/L)	3.6	4.4	4.1	4.3	5.1	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	7.5	6.5	8.9	15.0	10.0	5 以下
SS(mg/L)	9.0	9.0	8.0	13.0	5.5	50 以下

(7) 上戸田川（富士見球場脇）

上戸田川の源流部であり、上流部の蕨市内ではそのほとんどが暗渠です。源流部とは言え、外観は排水路と同様です。

本地点の水質は、小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすく、BODは基準を超えた結果となっています。

表 4-3-16 上戸田川（富士見球場脇）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	15:30	13:35	15:20	14:00	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	16.5	34.0	26.5	0.8	—
水温（℃）	17.5	26.4	22.5	7.8	—
流速(m/s)	0.028	0.026	0.077	0.011	—
流量(m ³ /s)	0.003	0.002	0.005	0.001	—
pH	7.6	7.8	7.9	9.0	6.5～8.5
DO(mg/L)	6.0	4.2	5.5	6.5	5 以上
BOD(mg/L)	4.5	12	2.8	30	5 以下
SS(mg/L)	5	29	3	21	50 以下

表 4-3-17 上戸田川（富士見球場脇）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	8.0	6.5～8.5
DO(mg/L)	6.1	6.7	6.1	5.6	5.5	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	6.8	7.3	6.3	7.4	12.0	5 以下
SS(mg/L)	7.0	3.8	2.3	6.0	14.5	50 以下

(8) 上戸田川（浅間橋）

本地点は、(5)、(6)、(7)の下流となる調査地点です。上戸田川の最下流域にあたり、ここから約100m下流の下前谷橋付近で(4)のSY-28水路と合流し、名称が菖蒲川に変わります。ここより約800m上流の天神橋付近に上戸田川浄化施設があり、浄化水が放流されています。また、ここは東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時は逆流します。

本地点のBODについては基準を超えた結果となっています。

表 4-3-18 上戸田川（浅間橋）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	11:15	9:40	10:40	15:10	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	20.5	32.4	28.6	0.0	—
水温（℃）	18.7	28.4	25.5	5.8	—
流速(m/s)	0.44	0.11	0.30	0.38	—
流量(m ³ /s)	0.22	0.46	0.11	0.28	—
pH	7.6	7.5	7.6	7.2	6.5～8.5
DO(mg/L)	5.9	4.3	5.6	7.7	5 以上
BOD(mg/L)	5.9	12	7.8	4.4	5 以下
SS(mg/L)	12	9	11	6	50 以下

表 4-3-19 上戸田川（浅間橋）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.4	6.5～8.5
DO(mg/L)	6.9	7.0	6.6	5.2	5.8	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	8.7	8.0	10.0	5.8	7.8	5 以下
SS(mg/L)	9.0	7.0	9.5	10.0	9.5	50 以下

(9) 菖蒲川 (菖蒲橋)

本地点は、菖蒲川の市内最下流部に位置し、約 1km 下流で荒川に合流します。また、菖蒲橋より約 400m 下流の緑橋 (川口市) 付近で緑川が流入しています。調査地点付近では、川幅が広がり流速が落ちること、感潮河川であるため荒川の水が逆流して水が停水状態になるなどの影響で、スカムが河床に堆積しへドロ化しやすくなっています。

本地点の水質は、平成 7 年度に底泥の浚渫により改善されて以降、大きな変化は見られません。

表 4-3-20 菖蒲川 (菖蒲橋)

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	10:00	11:10	9:35	13:10	—
天候 (前日)	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候 (当日)	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温 (°C)	18.0	32.1	25.8	0.5	—
水温 (°C)	17.5	31.7	24.0	7.4	—
流速(m/s)	0.060	0.065	0.033	0.019	—
流量(m ³ /s)	3.6	5.0	1.8	1.2	—
pH	7.6	7.3	7.3	7.4	6.5~8.5
DO(mg/L)	10.9	6.5	3.9	9.5	5 以上
BOD(mg/L)	17	6.1	1.6	4.0	5 以下
SS(mg/L)	19	12	2	6	50 以下

表 4-3-21 菖蒲川 (菖蒲橋) 経年変化

年度平均値 (BOD75%値を除く)

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	7.4	6.5~8.5
DO(mg/L)	8.5	8.2	8.2	5.7	7.7	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	3.8	10.0	4.9	2.6	6.1	5 以下
SS(mg/L)	9.0	12.0	15.0	5.0	9.7	50 以下

(10) 緑川（鬼澤橋）

緑川は、蕨市と川口市の一部を流域とする河川であり、調査地点は緑川の市内最上流部に位置します。東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時には蕨市境まで逆流します。

本地点の水質は、昭和57年度から昭和63年度にかけて施工された河床のヘドロ固化工事により改善され、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-22 緑川（鬼澤橋）

採水年月日	R3/4/13	R3/7/26	R3/10/4	R4/1/6	河川基準値 C 類型準用
採水時刻	9:00	11:50	9:00	13:30	—
天候（前日）	晴れのち曇り	晴れ一時曇り	晴れ	晴れ	—
天候（当日）	曇り一時雨	晴れ	晴れ	雪	—
気温（℃）	14.5	32.2	28.2	0.5	—
水温（℃）	14.0	31.4	23.0	3.5	—
流速(m/s)	0.023	0.030	0.022	0.018	—
流量(m ³ /s)	0.017	0.028	0.018	0.005	—
pH	7.6	8.4	7.7	8.8	6.5～8.5
DO(mg/L)	9.9	10.6	8.0	15.1	5 以上
BOD(mg/L)	3.1	2.8	1.1	6.0	5 以下
SS(mg/L)	4	9	1	6	50 以下

表 4-3-23 緑川（鬼澤橋）経年変化

年度平均値（BOD75%値を除く）

採水年度	H29	H30	R1	R2	R3	河川基準値 C 類型準用
pH	-	-	-	-	8.1	6.5～8.5
DO(mg/L)	8.0	12.0	9.7	9.7	10.9	5 以上
BOD75%値 (mg/L)	5.5	3.6	5.5	1.1	3.1	5 以下
SS(mg/L)	8.0	12.0	9.7	9.7	10.9	50 以下

(11) 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）

道満河岸は、旧荒川が蛇行していた名残の三日月湖であり、現在は公益財団法人戸田市水と緑の公社の釣場として利用されています。閉鎖性水域であり、河川の流入がなく、水の流出もほとんどないため、釣り餌等の投入による富栄養化の影響として、浮遊物質量が慢性的に高く、透視度はかなり低くなっています。また、夏場にはアオコが毎年発生しています。

表 4-3-24 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）

採水年月日	—	R3/7/26	—	—	湖沼基準値 B 類型準用
採水時刻	—	15:20	—	—	—
天候（前日）	—	晴れ一時曇り	—	—	—
天候（当日）	—	晴れ	—	—	—
気温（℃）	—	31.3	—	—	—
水温（℃）	—	30.8	—	—	—
pH	—	9.4	—	—	6.5～8.5
DO(mg/L)	—	15.9	—	—	5 以上
COD(mg/L)	—	15	—	—	5 以下
SS(mg/L)	—	40	—	—	15 以下

表 4-3-25 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）経年変化

採水年度	年度平均値					湖沼基準値 B 類型準用
	H29	H30	R1	R2	R3	
pH	-	-	-	-	9.4	6.5～8.5
DO(mg/L)	10.6	17.0	11.0	7.0	15.9	5 以上
COD (mg/L)	15.0	24.0	16.0	7.2	15.0	5 以下
SS(mg/L)	35.0	52.0	42.0	23.0	40.0	15 以下

(12) 荒川第一調節池（彩湖）

彩湖は、荒川の治水対策と首都圏の水需要に設けられた貯水機能を持つ洪水調節池であり、さいたま市の秋ヶ瀬取水堰（環境基準類型 A）から取水し、季節や気候の変動に応じて貯水量を調節しています。

本地点の水質は、調査地点の中で最も良好な状況であります。閉鎖性水域により、小河川の流入がなく、荒川からの流入がほとんどであるためと考えられます。

表 4-3-26 荒川第一調節池（彩湖）

採水年月日	—	R3/7/26	—	—	湖沼基準値 A 類型
採水時刻	—	14:40	—	—	—
天候（前日）	—	晴れ一時曇り	—	—	—
天候（当日）	—	晴れ	—	—	—
気温（℃）	—	31.5	—	—	—
水温（℃）	—	30.5	—	—	—
pH	—	9.7	—	—	6.5～8.5
DO(mg/L)	—	9.9	—	—	7.5 以上
COD(mg/L)	—	4.1	—	—	3 以下
SS(mg/L)	—	3	—	—	5 以下

表 4-3-27 荒川第一調節池（彩湖）経年変化

採水年度	年度平均値					湖沼基準値 A 類型
	H29	H30	R1	R2	R3	
pH	-	-	-	-	9.7	6.5～8.5
DO(mg/L)	10.7	9.8	9.8	10.4	9.9	7.5 以上
COD (mg/L)	9.7	3.8	3.9	5.5	4.1	3 以下
SS(mg/L)	10.0	5.0	3.0	4.0	3.0	5 以下

(13) 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）

ここは、戸田市立の艇庫をはじめ、企業・大学の艇庫がある、全長約 2.4km におよぶ漕艇場であり、かつては東京オリンピックにも用いられ、現在も国体やインターハイなどに利用されています。

水の流入がない閉鎖性水域ですが、開設以来浚渫が実施されていないため、堆積物はかなりあるものと思われます。

本地点の水質は、比較的良好な状況でしたが、令和 2 年度はアオコの発生などにより水質が悪化しています。

表 4-3-28 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）

採水年月日	—	R3/7/26	—	—	湖沼基準値 B 類型準用
採水時刻	—	9:15	—	—	—
天候（前日）	—	晴れ一時曇り	—	—	—
天候（当日）	—	晴れ	—	—	—
気温（℃）	—	34.3	—	—	—
水温（℃）	—	31.0	—	—	—
pH	—	8.6	—	—	6.5～8.5
DO(mg/L)	—	10.5	—	—	5 以上
COD(mg/L)	—	10	—	—	5 以下
SS(mg/L)	—	21	—	—	15 以下

表 4-3-29 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）経年変化

採水年度	年度平均値					湖沼基準値 B 類型準用
	H29	H30	R1	R2	R3	
pH	-	-	-	-	8.6	6.5～8.5
DO(mg/L)	8.4	12.0	13.7	13.2	10.5	5 以上
COD (mg/L)	4.9	5.5	5.6	18.0	10.0	5 以下
SS(mg/L)	<1	6.0	2.0	22.0	21.0	15 以下

用語の解説（水質編）

環境基準：環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準です。

健康項目：人の健康の保護に関する環境基準です。水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質（表 4-3-2 中の物質）ごとに、公共用水域中の許容範囲が定められています。また、工場排水に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められています。

生活環境項目：生活環境の保全に関する環境基準です。水質汚濁物質の中で、主に有機物に起因する汚れに関し、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものが対象とされています（表 4-3-3 の項目）。

pH（水素イオン濃度）：pH（ペーハー）とは、水溶液中の水素イオン濃度を対数で表したもので、水溶液の酸性、アルカリ性を示す指標です。中性は pH 7 であり、酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性では 7 よりも大きくなります。例えば、牛乳は弱い酸性で pH 6 程度、石けん液は弱いアルカリ性で pH 8 から 9 程度です。

BOD（生物化学的酸素要求量）：河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標です。水の汚濁源となる水中有機物質量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（5 日間）で消費する酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しくなります。

COD（化学的酸素要求量）：通常 BOD と同時に測定される、汚濁物質の指標です。水中の有機物に酸化剤を作用させて、消費された酸素量で表します。湖沼や海域などの水質は、BOD の代わりに COD で規制されます。

SS（浮遊物質）：粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁物質の総称で、一般的に数値が大きいほど透明度が低下します。

DO（溶存酸素量）：水中に溶け込んでいる酸素の量です。魚の生息には少なくとも 5 mg/L の溶存酸素が必要といわれ、環境保全上は、臭気発生限界の点から 2 mg/L 以上が必要とされています。

第4章 騒音・振動

本市では自動車騒音・道路交通振動の実態を把握するため、以下の測定を行っています。

1. 短期測定（点的評価）

市内の主要幹線道路である10の道路12地点（国道4、県道4、市道4）を対象に、連続7日間のうち昼夜3日間の連続測定を実施しています。

1. 短期測定

（1）自動車騒音

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表4-4-1に示します。また騒音測定結果を表4-4-2に示します。

また、測定地点を図4-4-1に示します。

表 4-4-1 要請限度・環境基準の超過状況

道路種別	測定地点数	要請限度を 超えた地点数	期間区分別内訳		環境基準を 超えた地点数	期間区分別内訳	
			昼間	夜間		昼間	夜間
			6～22時	22～6時		6～22時	22～6時
国 道	4	0	0	0	2	2	2
県 道	4	0	0	0	1	0	1
市 道	4	0	0	0	3	3	3
合 計	12	0	0	0	6	5	6

(2) 道路交通振動

測定結果の平均振動レベルは、すべての測定地点で要請限度を下回っています。

表 4-4-2 令和3年度 自動車騒音・道路交通振動測定結果

No.	道路名	測定場所	用途地域	騒音 (dB)				振動 (dB)				交通量 (台/時)			
				測定結果 (Leq)	環境基準	測定結果 (Leq)	要請限度	測定結果 (L10)	要請限度	昼間	夜間	昼間	夜間		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	国道 17 号	消防署東部分署 下前 1-14-20	商業地域	65	62	70	65	65	62	75	70	47	45	984	435
2	新大宮バイパス (上り)	旧美笹交番跡地 美女木 4-22-11	準工業地域	71	69	70	65	71	69	75	70	52	50	1644	612
3	新大宮バイパス (下り)	西部福祉センター 美女木 5-2-16	準工業地域	72	70	70	65	72	70	75	70	48	48	1587	717
4	国道 298 号	埼玉県立南稜高校 美女木 4-23-4	準工業地域	64	61	70	65	64	61	75	70	40	37	2670	831
5	県道練馬一川口線 (外回り)	喜沢南会館 喜沢南 1-7-6	第1種 住居地域	68	65	70	65	68	65	75	70	46	41	540	171
6	県道練馬一川口線 (外回り)	大前交差点付近 本町 2-16-11	第1種 住居地域	65	61	70	65	65	61	75	70	42	34	675	210
7	県道朝霞一蔵線	㈱ムーンビング戸田総合物流センター 美女木東 2-5-1	工業地域	70	68	70	65	70	68	75	70	52	50	525	171
8	県道新倉一蔵線	上戸田 3 丁目交差点付近 上戸田 5-7	第2種中高層 住居専用地域	65	57	70	65	65	57	75	70	40	30	366	48
9	市道第 3012 号線	消防団第 2 分団 新曽南 2-12-28	第1種 住居地域	69	64	65	60	69	64	75	70	45	38	702	213
10	市道第 3027 号線	東部福祉センター 下前 1-2-20	第1種 住居地域	65	60	65	60	65	60	75	70	40	33	402	108
11	市道第 3074 号線	富士フイルム和光純薬工業(株) 新曽南 3-17-35	工業地域	68	65	65	60	68	65	75	70	48	43	618	120
12	市道第 4001 号線	消防団第 6 分団 笹目 3-8-6	第2種 住居地域	67	64	65	60	67	64	75	70	44	40	993	279

※騒音の時間区分・・・昼間(6~22時)、夜間(22~6時)、振動の時間区分(要請限度)・・・昼間(8~19時)、夜間(19~8時)
交通量は、昼間2時間、夜間2時間分

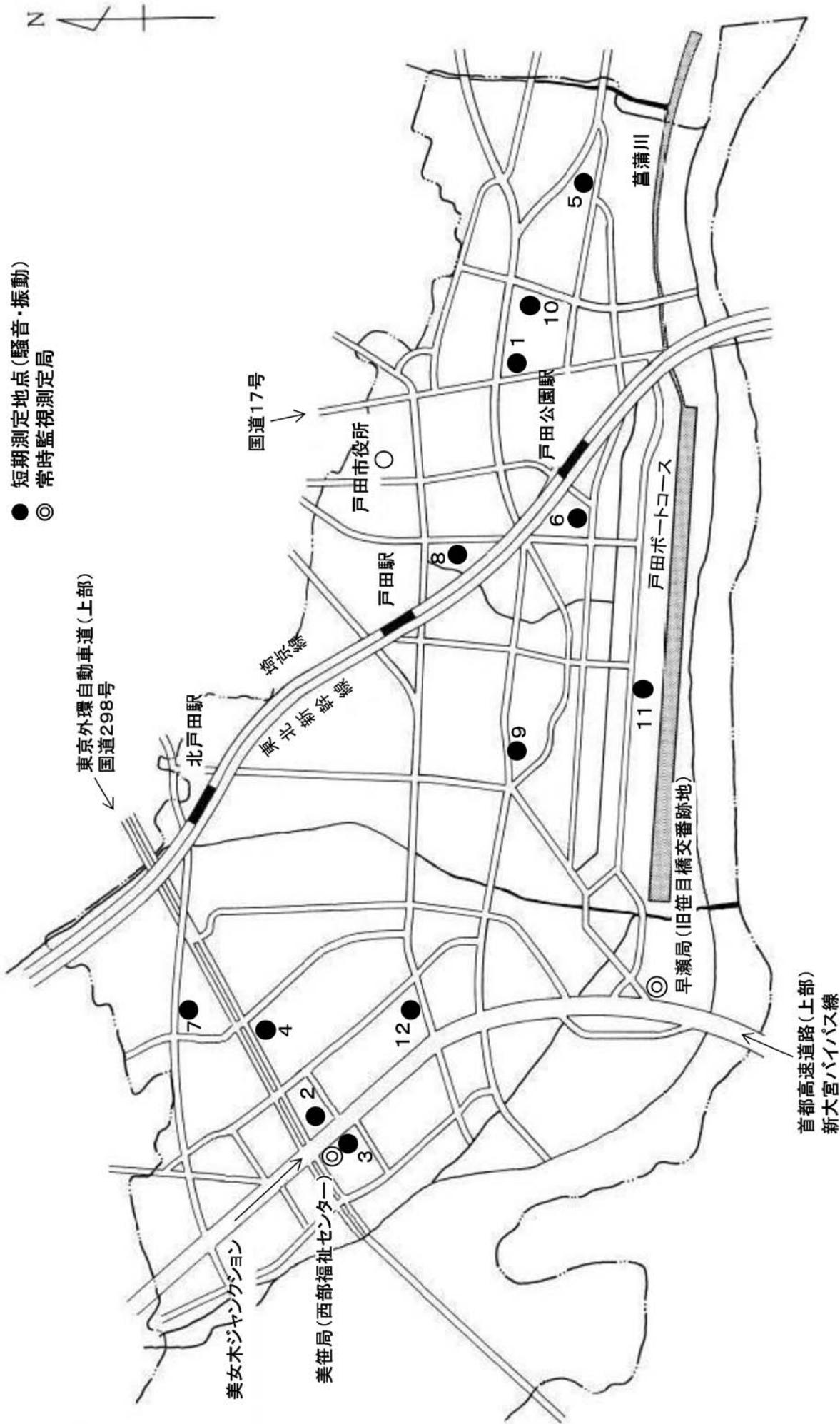


図 4-4-1 令和3年度 自動車騒音・道路交通振動測定地点

2. 常時監視測定

各測定局における「昼間」及び「夜間」の測定騒音レベルの月平均値と、それらの要請限度、環境基準との比較を表 4-4-3 及び表 4-4-4 に示します。

表 4-4-3 令和3年度 早瀬局（旧笹目橋交番跡地）騒音測定結果

月	月平均値（デシベル）		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6～22時	22～6時	70	65	75	70
4	70.9	68.3	×	×	○	○
5	70.8	68.0	×	×	○	○
6	70.7	68.0	×	×	○	○
7	-	-	-	-	-	-
8	70.9	68.1	×	×	○	○
9	71.3	68.5	×	×	○	○
10	71.5	68.6	×	×	○	○
11	71.2	68.7	×	×	○	○
12	71.5	68.5	×	×	○	○
1	70.5	67.5	×	×	○	○
2	70.7	67.8	×	×	○	○
3	71.0	68.4	×	×	○	○

表 4-4-4 令和3年度 美笹局（西部福祉センター内）騒音測定結果

月	月平均値（デシベル）		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6～22時	22～6時	70	65	75	70
4	70.8	68.7	×	×	○	○
5	70.9	68.6	×	×	○	○
6	70.9	68.8	×	×	○	○
7	71.1	-	×	-	○	-
8	71.1	69.0	×	×	○	○
9	71.3	69.4	×	×	○	○
10	71.2	69.0	×	×	○	○
11	71.1	69.2	×	×	○	○
12	71.1	69.1	×	×	○	○
1	70.6	68.3	×	×	○	○
2	70.7	68.9	×	×	○	○
3	70.9	69.1	×	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過しています。

※7月は騒音計の検定取得のため、測定を中断しています。

用語の解説（騒音・振動編）

〔騒音用語〕

自動車騒音：自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。特に大型トラック、バス等が問題となっています。

点的評価：道路に面する地域で測定された自動車騒音レベルについて、環境基準の達成状況を評価するものです。

面的評価：道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルについて、環境基準を満たす割合を算出し、達成状況を評価するものです。

要請限度：自動車による騒音がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会へ要請できる基準です。

環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

指定地域：騒音規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当します。

〔振動用語〕

道路交通振動：車両重量、交通量、走行速度及び路面状態により発生量の差があります。特に、路面状態の良否により5～10デシベルの差があります。

環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

要請限度：道路交通振動がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会と道路管理者へ要請できる基準です。

指定地域：振動規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当します。

第5章 悪臭

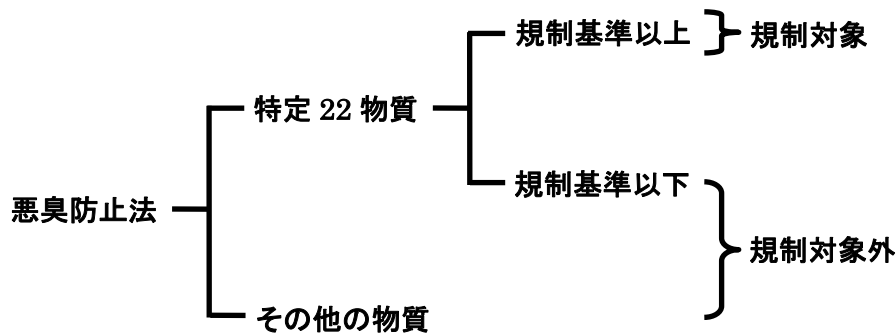
悪臭は、人によって感じ方が異なる感覚公害です。加えて、悪臭物質は数十万種もあり、かつ発生源も多種多様にわたっています。このため、臭気測定や脱臭技術は、同じ感覚公害といわれる騒音などと比較して格段の難しさがあります。

近年、住工混在地区における短時間の臭気でも苦情が発生するなど、悪臭に対する関心が高まっています。

工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例によって規制を行っています。

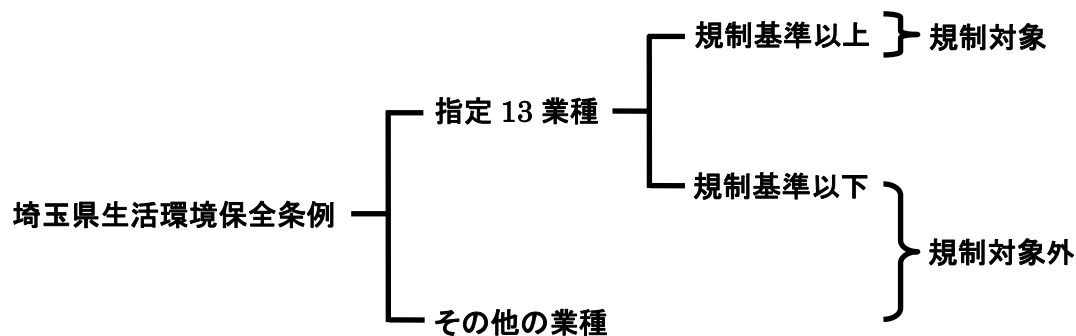
1. 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では悪臭原因物質を 22 物質特定し、その濃度で規制しています。



2. 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県生活環境保全条例では、悪臭を発生する業種を指定し、排出される悪臭の臭気濃度で規制をしています。



3. 苦情処理状況

悪臭苦情の発生源は、塗装工場、印刷業、廃棄物の焼却、浄化槽からの排水が多くなっています。これらの対策として、塗装工場、印刷業の事業場は脱臭装置の設置が有効であり、市では設置と適正管理を指導しています。廃棄物の焼却については、違法行為の場合は即時その場で中止させています。浄化槽については、適正管理と法定検査の受検を指導しています。

近年では、臭気規制対象外の悪臭苦情や発生源が不明な悪臭苦情が相対的に増加しています。

悪臭に関する規制基準

特定悪臭物質（悪臭防止法）の規制基準

1. 敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

※1 区域の区分

区域の区分	該当地域
A 区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
B 区域	工業地域

2. 煙突等の排出口における規制基準

13 物質について設定されており、敷地境界線の基準を用いて換算式により算出される。

規制物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
------	--

3. 排出水中の規制基準

物質名	排出水の流量 (m ³ /s)	排出水中の濃度 (mg/L)	
		A 区域	B 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.09

臭気濃度（埼玉県生活環境保全条例）の規制基準

規制対象業種		許容限度	
		区域の区分	敷地境界線 気体排出口
1	塗装工事業	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	臭気濃度 10 臭気濃度 300
2	食料品製造業		
3	合板製造業		
4	家具製造業		
5	パルプ・紙・紙加工品製造業		
6	印刷業		
7	化学工業	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20 臭気濃度 500
8	プラスチック製品製造業		
9	ゴム製品製造業		
10	電線・ケーブル製造業	工業地域	臭気濃度 30 臭気濃度 1000
11	金属製品製造業		
12	一般機械器具製造業		
13	輸送用機械器具製造業		

※製造方法（工程）によって一部除外あり。

第 5 部

廃棄物処理
の現況

第5部 廃棄物処理の現況

第1章 廃棄物処理の現況

第1節 家庭ごみ処理の経緯と処理費用

1. 家庭ごみ処理の経緯

本市では、「戸田市総合振興計画」及び「ごみ処理基本計画」に基づき各種事業の推進を図っていますが、ここでは、家庭ごみの分別に係る状況の詳細を、下表にてご紹介します。

表 5-1-1 家庭ごみの分別状況等詳細

分別等状況	経緯	収集回数
ごみ袋の透明・半透明化	平成 7 年 7 月 ~	—
粗大ごみの有料化	平成 12 年 9 月 ~	
リサイクルプラザの稼働	平成 14 年 4 月 ~	
家庭ごみの18分別	平成 14 年 9 月 ~ 平成 30 年 3 月	
家庭ごみの19分別	平成 30 年 4 月 ~	
① もやすごみ	昭和 31 年 5 月 ~	週2回
② ペットボトル	平成 5 年 4 月 ~	週1回
③ プラスチック製容器包装	平成 14 年 9 月 ~	週1回
④ 雑紙		
⑤ 体温計・血圧計・蛍光管	平成 7 年 12 月 ~ 平成 12 年 3 月 平成 12 年 4 月 ~	月1回 週1回
⑥ 乾電池・ライター		
⑦ 消火器・バッテリー		
⑧ 不燃物等	昭和 43 年 4 月 ~	週1回
⑨ スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ	平成 9 年 4 月 ~ 平成 12 年 3 月 平成 12 年 4 月 ~	月1回 週1回
⑩ カン・金属類	昭和 62 年 6 月 ~ 平成 2 年 6 月 平成 2 年 7 月 ~	月1回 週1回
⑪ 布類		
⑫ 新聞・チラシ		
⑬ 段ボール		
⑭ 雑誌・本・ノート・辞典		
⑮ ビン類(生きビン)		
⑯ ビン類(雑ビン)		
⑰ 紙パック	平成 9 年 4 月 ~	週1回
⑱ シュレッダー	平成 30 年 4 月 ~	週1回
⑲ 粗大ごみ	昭和 53 年 4 月 ~	申込制

日常生活の中で発生するごみには再利用できるものが多く含まれているため、平成14年9月より家庭ごみの18分別を、平成30年4月より19分別を市民に呼びかけ、家庭ごみの再資源化・減量化を図っています。

また、このことに加えて、生ごみの減量化を図るために、家庭から出た生ごみを溜めた生ごみバケツの回収を通じて「生ごみバケツと花苗交換事業」を実施しています。同事業は、平成19年10月よりフラワーセンター戸田で実施していましたが、平成22年5月、蕨戸田衛生センターの敷地内にリサイクルフラワーセンターを開所したことにより、現在は、蕨市と共同で実施する形を取っています。

同センターにおいては、年間約11万鉢の花苗生産が可能となっていますが、障がい者及び高齢者を積極的に雇用することにより、環境と福祉の融合を図っています。

表5-1-2 リサイクルフラワーセンター詳細

リサイクルフラワーセンター		
規模	面積	8,746.34 m ²
	設備	温室3基(653.49 m ²)、管理棟1棟、堆肥棟1棟、発芽室1室
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみのリサイクルによる堆肥化・減量化 ・障がい者・高齢者の雇用促進 ・戸田市・蕨市への花苗提供 ・花のまちづくりの推進によるコミュニティ ・ボランティア育成等環境教育の促進 	
施設運営	蕨戸田衛生センター組合	

なお、同センターにて製造された生ごみ堆肥「戸田の力」については、花苗の栽培に活用しているだけでなく、姉妹都市である美里町の農地へ搬入し、現地の農家にご協力いただきながら、野菜等の低農薬栽培を実施しており、学校給食の食材としての利用や、イベント時の産直販売等により幅広く活用し、本市における食品リサイクルの先駆的な取り組みとなっています。



図5-1-1 生ごみの堆肥化について

2. 処理費用

市内の各家庭から出されたごみは、蕨戸田衛生センターで分別・焼却処理等を実施しており、これらの事業を実施するための費用として、市から同センターに支払う「組合分担金」や、各種ごみの収集運搬に係る「収集運搬費」及び「その他経費」の内訳は下表のとおりとなります。

表 5-1-3 令和3年度 塵芥し尿処理委託料・組合負担金

区分	世帯数	人口	決算額 (千円)	1世帯当り		1人当り	
				年額 (円)	1日 (円)	年額 (円)	1日 (円)
	(R3.4.1現在)						
組合分担金	67,183	140,952	728,157	10,838.4	29.7	5,166.0	14.2
収集運搬費			560,347	8,340.6	22.9	3,975.4	10.9
その他経費			86,791	1,291.9	3.5	615.7	1.7
合計			1,375,295	20,470.9	56.1	9,757.1	26.8

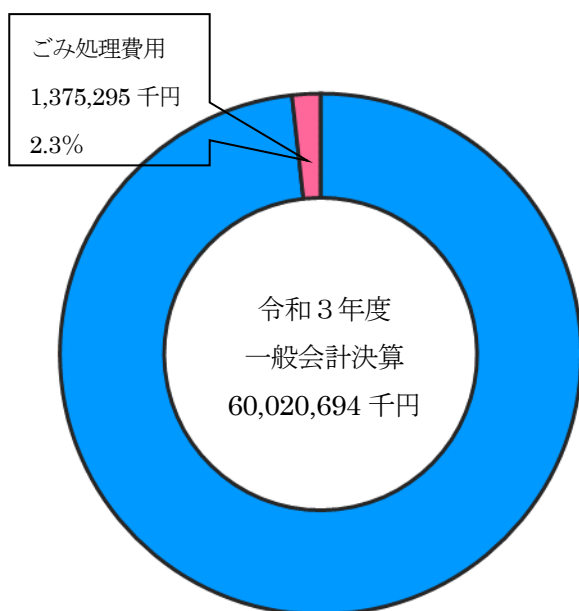


図 5-1-2 市の一般会計とごみ処理費

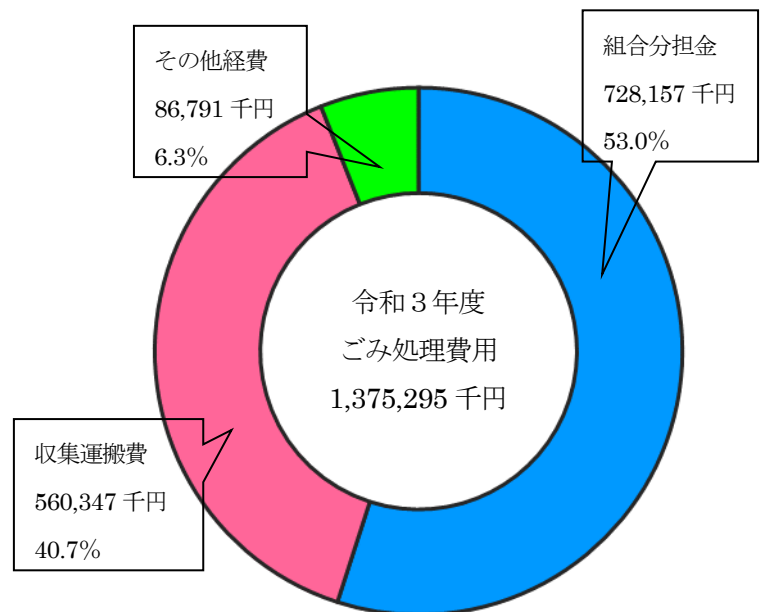


図 5-1-3 ごみ処理費内訳

第2節 ごみの総量と組成

表5-1-4 戸田市ごみ総量

(単位：t)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
人口(人)		139,770		140,645		140,952	
世帯数(世帯)		65,281		66,180		67,183	
可燃ごみ		20,712.4		21,078.2		20,696.6	
(再掲) 上記可燃ごみのうち、蕨戸田衛生センター 延命化工事により市外処理場搬出分		(773.8)		(3,603.6)		(1,490.3)	
不燃ごみ		1,149.2		1,289.4		1,168.0	
粗大ごみ		1,325.4		1,390.1		1,248.5	
下水ごみ(廃土)		172.0		119.8		76.7	
搬入品目		搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量	搬入量	資源排出量
金属缶類	スチール缶	543.8	169.9	606.7	184.2	598.4	170.8
	アルミ缶		259.0		290.6		297.9
	その他の金属		7.2		10.3		9.9
ガラスびん類	無色ガラス	809.1	252.0	882.2	271.5	894.7	253.1
	茶色ガラス		187.4		193.4		193.0
	その他ガラス		248.7		296.9		308.2
	生ビン		26.1		28.6		27.7
ペットボトル		602.3	532.2	694.4	578.2	698.4	601.1
その他のプラスチック類		1,219.0	674.1	1,279.9	727.8	1,299.4	690.7
雑紙		375.2	396.7	376.4	361.3	363.5	367.1
小計		3,549.4		3,839.6		3,854.4	
直接		資源		化		量	
布類 紙類	新開	583.0		521.4		515.8	
	雑誌(H30からシュレッダーごみ含む)	1,025.6		1,055.0		929.2	
	段ボール	1,332.4		1,626.5		1,662.5	
	布類	555.3		646.2		578.8	
	紙パック類	29.0		32.7		31.6	
小計		3,525.2		3,881.8		3,717.9	
家庭ごみ合計		29,659.8		31,598.9		30,762.1	
事業系可燃ごみ		15,564.3		14,794.7		14,179.7	
ごみ総排出量		45,224.1		46,393.6		44,941.8	
1人1日当たりのごみ排出量(単位：g)		886.5		903.7		873.5	
1世帯1日当たりのごみ排出量(単位：g)		1,898.0		1,920.6		1,832.7	

※人口・世帯数は各年4月1日現在

表5-1-5 令和3年度ごみ質分析結果

ごみの種類組成	平均(%・合計100)	備考
紙類	35.1	2ヶ月に1度、もやすごみ(事業系ごみ含む)をサンプリング採取し、ごみの組成を分析結果した平均値。
布類	6.3	
ビニール類	1.4	
プラスチック類	11.4	
ゴム、皮革類	0.5	
木、竹、わら類	5.7	
厨芥類	32.5	
金属類	1.0	
ガラス類	0.2	
セトモノ、石、砂類	0.3	
その他	5.6	

(蕨戸田衛生センターのデータより)

第3節 し尿処理対策の処理状況

し尿については、昭和29年度より収集を業者に委託し、処理を蕨戸田衛生センターで実施していますが、本市の場合は、公共下水道の普及に伴い、対象世帯や処理量は毎年減少を続けています。

表 5-1-6 し尿年度別処理状況

年度	区域人口 (人)	区域外人口 (人)	人口計 (人)	区域世帯 (世帯)	区域外世帯 (世帯)	世帯計 (世帯)	搬入量 (kℓ)		
							生し尿	浄化槽	合計
29	170	93	263	75	45	120	276	5,664	5,940
30	165	84	249	74	39	113	273	5,413	5,686
R1	138	76	214	64	37	101	277	5,502	5,779
R2	140	65	205	64	33	97	258	5,417	5,675
R3	128	61	189	57	32	89	219	4,883	5,102

第4節 家庭ごみの収集日及びごみ集積所の数

家庭ごみの収集日は、下表のとおり、地区別に「もやすごみの日」「もやさないごみの日」「資源物の日」に分かれており、各家庭が指定された曜日の朝8時までにごみ集積所へ排出することになっています。

表 5-1-7 ごみ収集日・ごみ集積所数一覧表

地区	ごみ収集日			ごみ集積所数		
	もやすごみ	もやさないごみ	資源物	路上	共同住宅	合計
1 喜沢1・2丁目 下戸田1・2丁目 中町1丁目	水・土	火	月	265	272	537
2 中町2丁目 喜沢南1・2丁目 川岸1・2丁目 下前1・2丁目	水・土	金	木	208	157	365
3 上戸田1～5丁目 大字上戸田 大字新曾 大字下笹目	火・金	月	土	352	656	1,008
4 本町1～5丁目 戸田公園 南町 川岸3丁目	火・金	木	水	195	278	473
5 新曾南1～4丁目 笹目南町 氷川町1～3丁目 早瀬1・2丁目 笹目5～8丁目	月・木	水	火	317	206	523
6 笹目1～4丁目 笹目北町 美女木1～8丁目 美女木東1・2丁目 美女木北1～3丁目	月・木	土	金	338	279	617
			合計	1,675	1,848	3,523

(令和4年3月31日現在)

第2章 資源ごみのリサイクル

第1節 分別収集とリサイクルの流れ

1. リサイクル事業の概要

現代社会におけるごみの問題は、排出量の増加や種類の多様化により深刻化しています。その処理に関しては、従来通りの収集運搬及び処分等の適正処理に加え、減量化や資源化を図ることが必要となってきました。

したがって、リサイクルを通じた環境に優しい循環型システムの構築は必須課題であり、行政、市民、事業者それぞれが実践していかなければなりません。

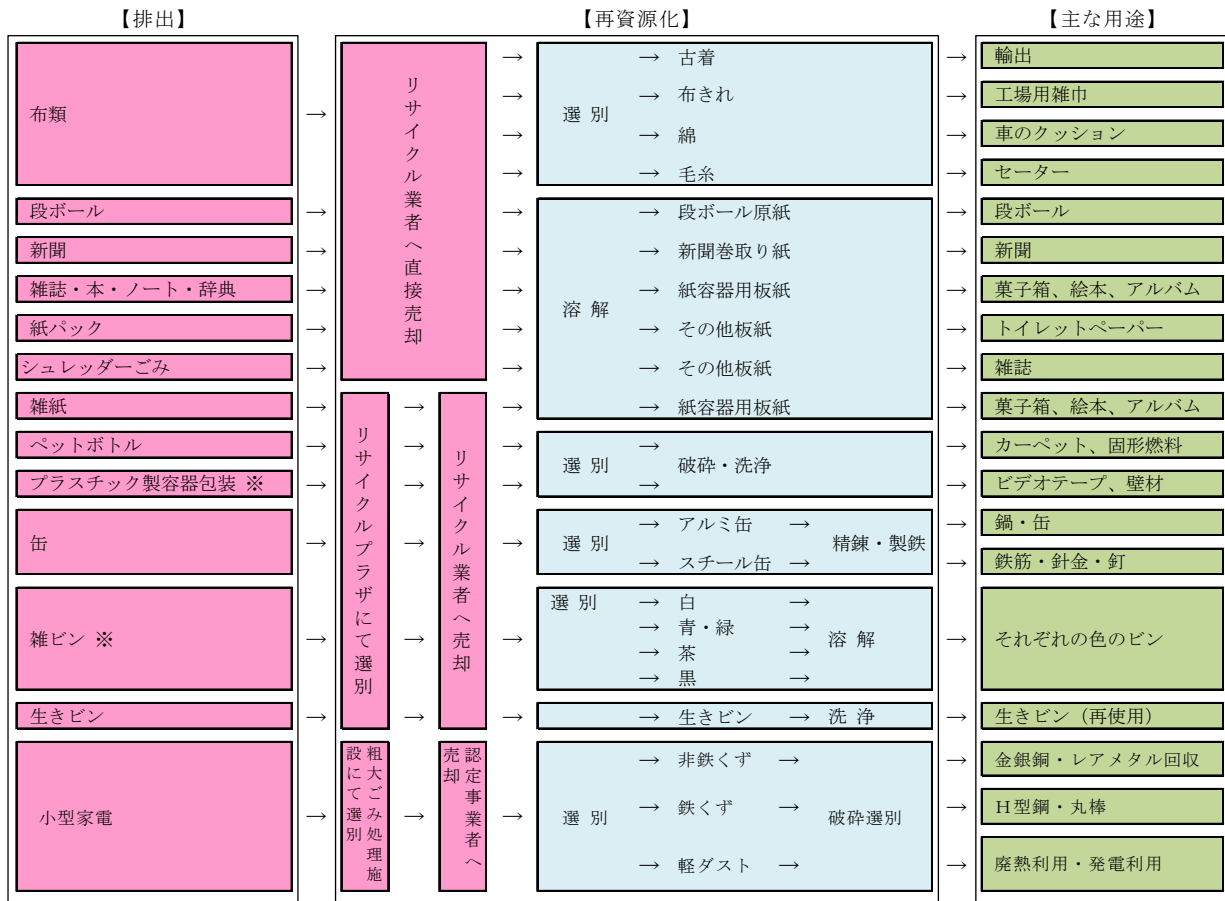
本市では、リサイクル素材を用いた屋上緑化施設「フェルトガーデン戸田」の庁舎屋上への設置、庁舎等から排出された雑紙を用いて製造したトイレットペーパー「戸田ロール」の町会・自治会へのあっせん等、様々な事業を通じてリサイクルを推進するとともに、市民の環境意識の啓発に努めています。

2. ごみの分別と出し方

表 5-2-1 令和3年度 ごみの分別と出し方

区分	主なごみ		出し方
もやすごみ	生ごみ、汚れた紙、枝切れ、革製品、CD、ビデオテープ、アルミホイル、写真、プラマークのついていないプラスチック製品		白色半透明又は透明の袋
もやさないごみ	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの（飲料水、酒類、しょうゆ等）	青カゴへ
	プラスチック製容器包装	プラマークのあるもの（プラスチック製容器包装、発泡スチロール及びトレイ、ビニール袋）	白色半透明又は透明の袋
	雑紙	包装紙、紙袋、封筒、ハガキ	白色半透明又は透明の袋（紙袋も可）
	危険物	体温計・血圧計・蛍光管、乾電池・ライター、消火器・バッテリー	白色半透明又は透明の袋（消火器・バッテリーはそのまま）
	不燃物等	セトモノ、ガラス類、傘、小型家電製品（一辺が40cm未満）	黄または赤カゴへ
資源物	カン・金属類	空き缶、茶筒、菓子缶、やかん、フライパン、その他金属（銅・ステンレス・真鍮）	青カゴへ
	スプレー缶等	スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ	黄カゴへ （中身を使い切り、穴あけ不要）
	布類	衣類、カーテン、布、タオルケット、毛布	白色半透明又は透明の袋
	紙類	新聞・チラシ、段ボール、雑誌・本・ノート・辞典、紙パック、シュレッダーごみ	ヒモでしばる （シュレッダーごみは白色半透明又は透明の袋）
	ビン類	生きビン、雑ビン	生きビンは赤カゴへ 雑ビンは青カゴへ
粗大ごみ	一辺が40cm以上のもの（ふとん、座布団、マットレス、ソファ、自転車等）		電話もしくは電子申請にて回収予約（有料）

3. リサイクルの流れ



※ペットボトルの一部、プラスチック製容器包装及び雑ビンは、業者へ売却ではなく容器包装リサイクル協会に引き渡し

図 5-2-1 資源ごみの処理工程フロー

第 2 節 資源回収の収集量及び売却金額

資源物の「布類」「紙類」については、収集後、本市がリサイクル業者へ直接売却しており、その売上金の一部は町会・自治会へ「資源回収報奨金」として還元しています。

表 5-2-2 令和 3 年度 資源回収品目別売上

	新聞	雑誌	段ボール	布	紙パック	合計
回収量 (kg)	515,800	929,150	1,662,480	578,840	31,620	3,717,890
売却額 (円)	3,094,800	2,787,450	10,388,240	578,840	347,820	17,197,150

第3章 その他の事業

1. 犬の登録と狂犬病予防

飼い主には、飼い犬を狂犬病から守ると同時に、社会に対する責務として、狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の子犬の登録及び狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

なお、本市では、毎年 4 月に狂犬病予防注射の集合注射を実施しています。

表 5-3-1 犬の登録と狂犬病予防注射

年度	登録頭数	新規登録数	注射済頭数	注射実施率(%)
24年度	5,014	433	3,163	63.1
25年度	5,164	321	2,920	56.5
26年度	5,338	306	3,372	63.2
27年度	5,405	359	3,320	62.2
28年度	5,045	418	3,313	65.7
29年度	4,953	396	3,400	68.7
30年度	4,909	405	3,328	67.8
令和元年度	4,976	401	3,160	63.5
令和2年度	5,129	596	3,335	65.0
令和3年度	5,331	510	3,354	62.9

2. 動物の死体処理

交通事故等により死亡した飼い主の分からない動物死体は、市が現場にて回収を実施しています。

また、ペットに関しては、飼い主からの依頼に応じて、動物専用焼却炉における合同葬を実施しています。(平成12年9月より有料化・令和元年10月1日から1体1,570円)

表 5-3-2 動物死体の処理数

年度	動物死体回収数(事故等)	合同葬受付数
28年度	627	100
29年度	636	100
30年度	593	105
令和元年度	674	98
令和2年度	594	113
令和3年度	641	118

3. あき地の指導

あき地に雑草が繁茂したまま放置されていると、ごみの不法投棄を誘発し、火災や犯罪、害虫の発生原因となるため、「戸田市あき地の環境保全に関する条例」により所有者に対して指導を行っています。

4. 生ごみ処理機器購入費補助金事業

家庭から出る生ごみの自家処理の促進を目的として、生ごみ処理機器の購入者に対して、購入費の一部を補助しています。

表 5-3-3 補助金による生ごみ処理機器設置台数

年度	コンポスト(基)	バケツ型(基)	電気式(基)	補助金額計(千円)
平成28年度	0	0	4	115
平成29年度	1	0	5	142
30年度	0	0	5	134
令和元年度	0	0	5	122
令和2年度	2	0	10	246
令和3年度	2	1	13	247

